

3.1.1 犬上川

犬上川では、川幅が狭く流下能力が小さい区間を解消するため、引き堤と掘削による河道拡幅を行います。

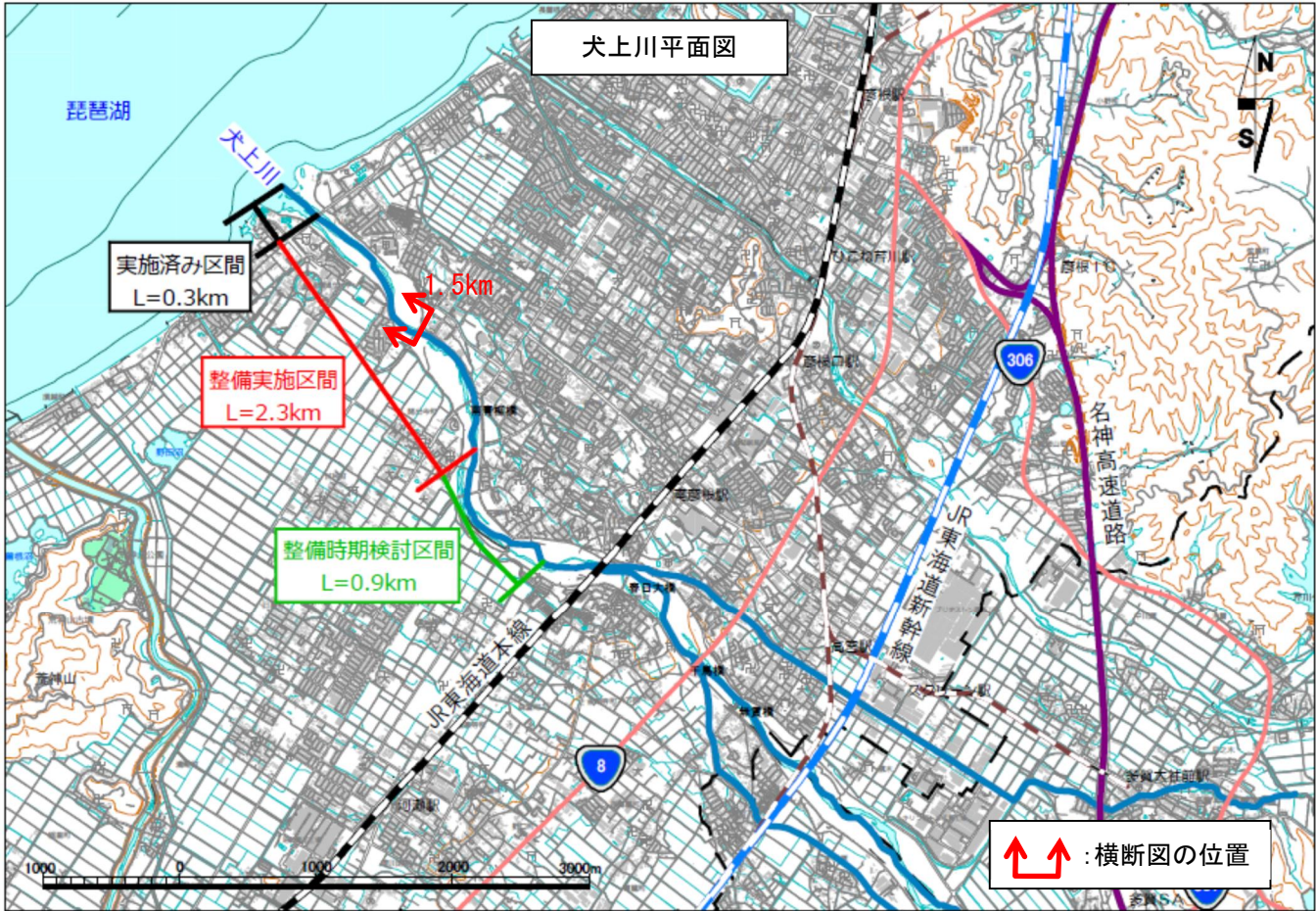
また、背後地の家屋立地状況や堤防高を考慮した危険度評価を参考に危険な箇所から堤防の安全性の点検・評価を行い、その結果を踏まえ堤防強化などの対策を実施します。さらに、沿川のまちづくりとの連携による流出抑制（地下水涵養につながる透水性舗装など浸透域の確保を含む）により流域全体の治水安全度を高められるよう努めます。

なお、施工区間には、貴重種であるハリヨやビワマスが河道内で確認され、河口部には特定植物群落のタブ林が生育しているため、これらの自然環境を保全することが望まれています。河川整備では、河道掘削や治水上支障となる樹木の伐採を行うこととなりますが、豊かな自然環境に配慮し、河畔林の伐採は最小限にとどめます。河口部のタブ林では、河道法線の見直しにより洪水の流下に支障とならない範囲で、現況のまま保全します。ハリヨの生息場所では、湧水を枯渇させないために現在の水際状態の保全に努めます。

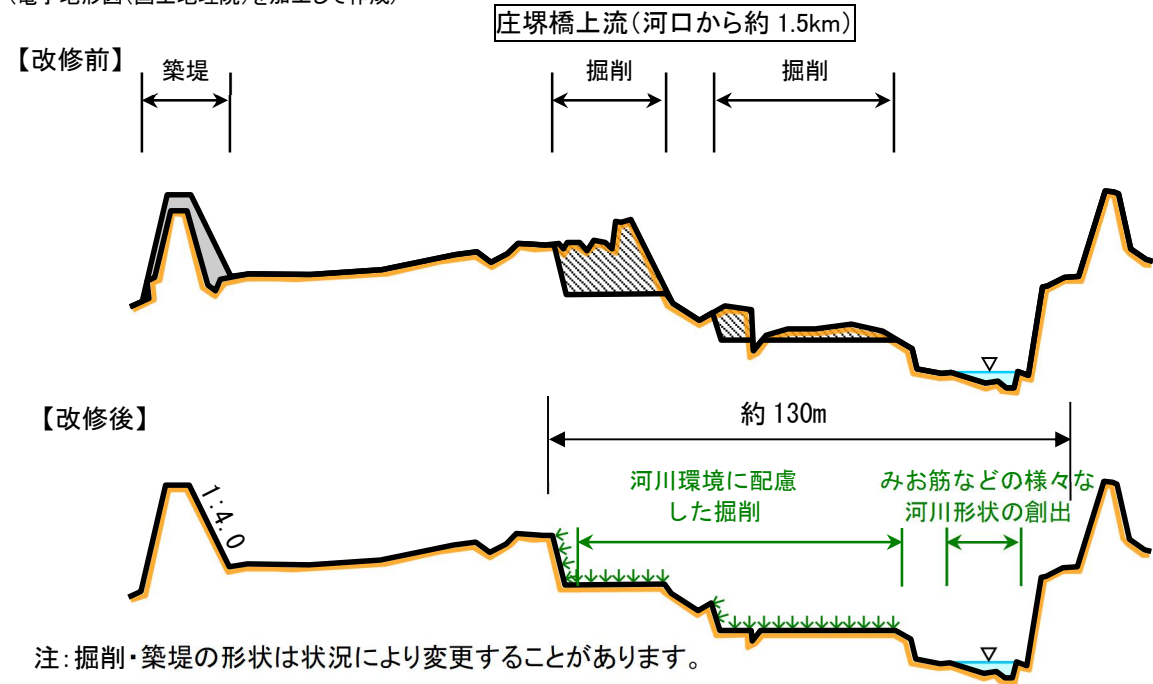
犬上川は、河畔林があり貴重種も生息する豊かな自然環境を有することから、住民参加による川づくり会議では、「人と自然、生かし生かされる犬上川を次の世代へ」を川づくりのキャッチフレーズに定めています。

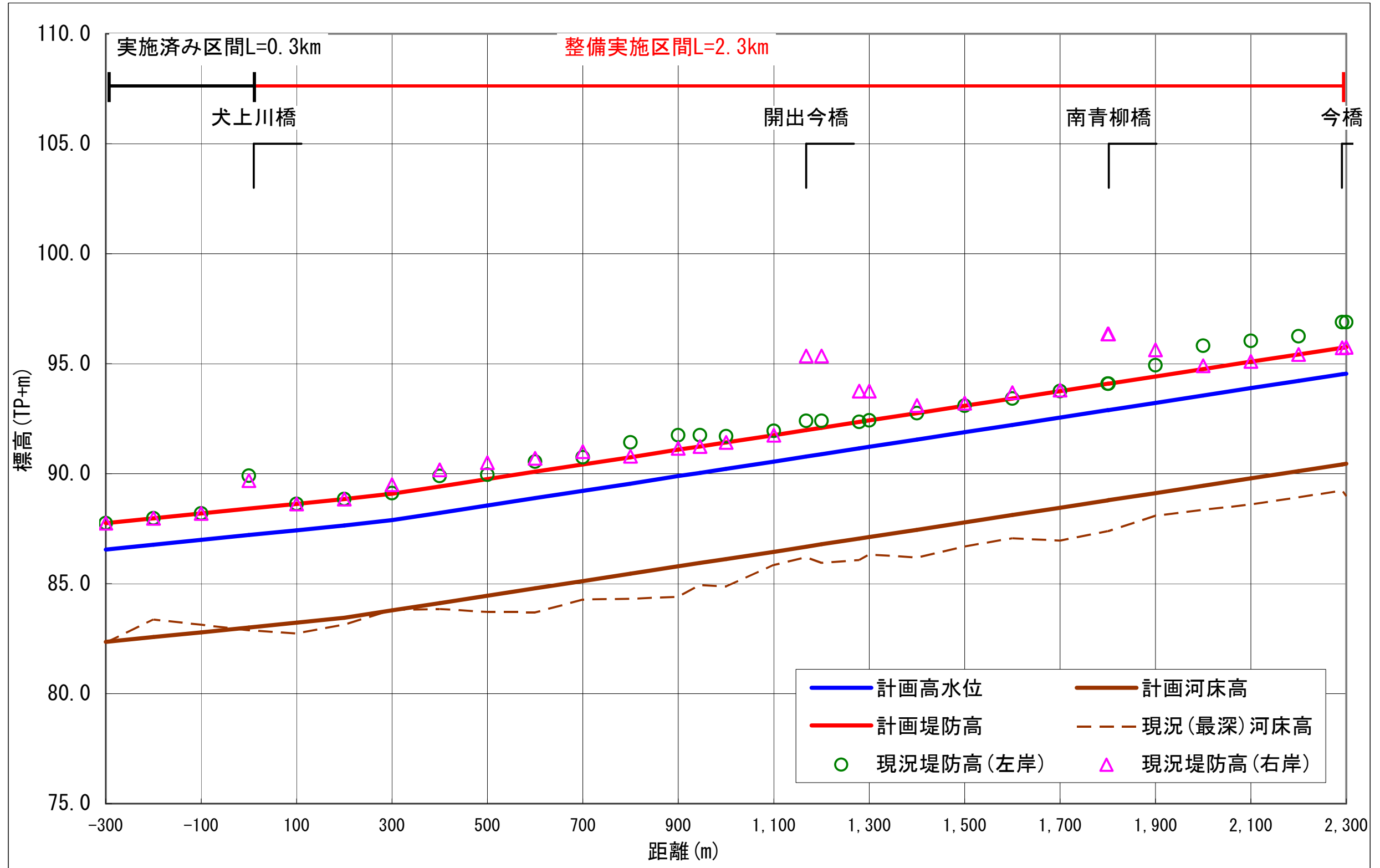
このため、川という自然をできる限り保全した状態で、子どもたちの環境学習や沿川住民が自然と触れることができる場として、利用することを考え、魚類などの生息・生育の場となっている瀬や淵などの現況の低水路形状をできる限り保全し、水辺に降りていくための施設等の整備は最小限にとどめることを基本とします。

開出今橋から下流区間については、総合福祉ゾーンを構成する老人福祉センター、社会保険センター、特別養護老人ホーム等の施設や彦根市立病院が立地しています。さらに滋賀県立大学やひこね市文化プラザなどの文化学術機関や庄堺(しょうざかい)公園も立地していることから、周辺土地利用と調整を図り、地域住民等の意見を踏まえた上で自然とのふれあいのできる水と緑のオープンスペース、市民の憩いの場としての整備を目指します。



(電子地形図(国土地理院)を加工して作成)





犬上川縦断面図

3.1.2 芹川

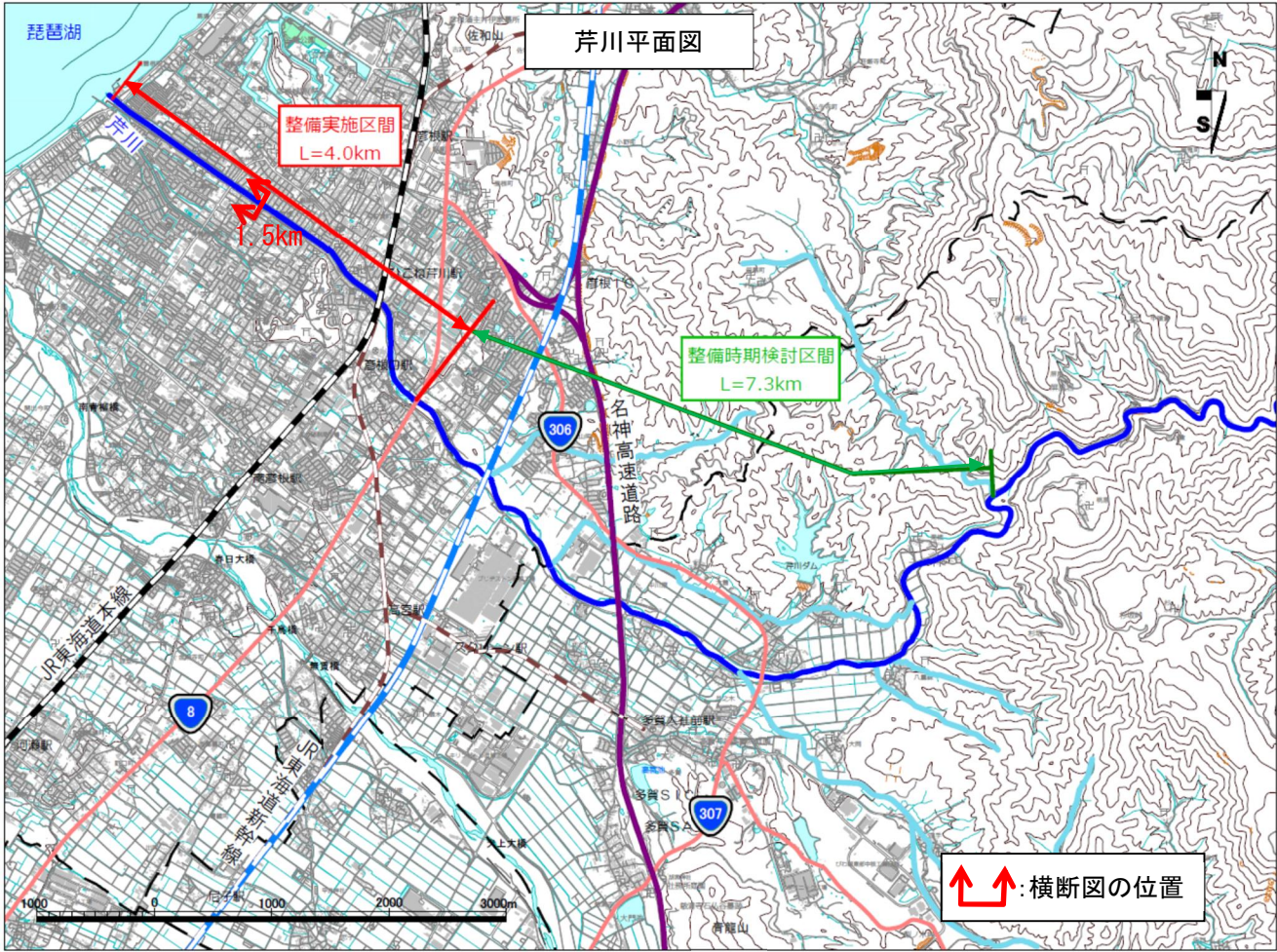
芹川では、これまで、当面の整備目標である戦後最大洪水（概ね 1/30）が安全に流下するように、下流部において河道内の堆積土砂の除去を進めてきました。

「県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方」に基づき、気候変動後（2℃上昇時）の状況においても戦後最大洪水を安全に流下させることができるように、新たに下流部において河道掘削を行うとともに、護岸等の整備を実施します。本川は多様な動植物が生息・生育する水辺環境となっており、これらの自然環境を保全することが望まれていることから、河道改修については水際の動植物生息域に配慮した計画とします。

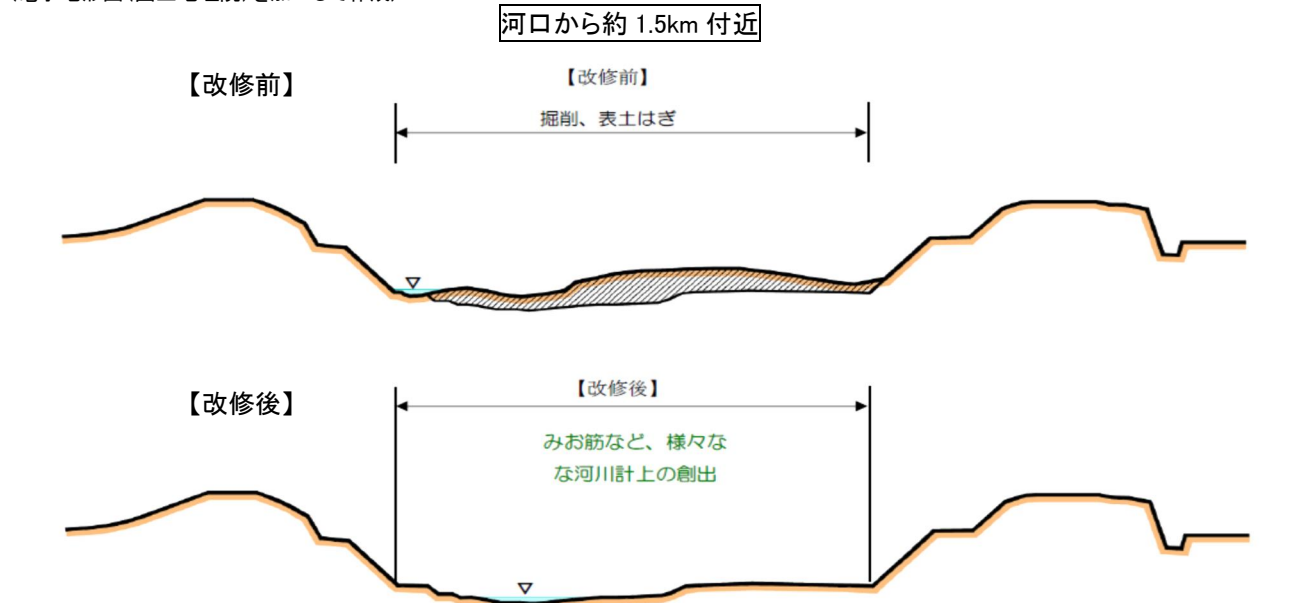
また、芹川は天井川であることから、背後地の家屋立地状況や堤防高を考慮した危険度評価を参考に危険な箇所から堤防の安全性の点検・評価を行い、その結果を踏まえて堤防強化などの対策を実施します。

なお、100 年に 1 回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下させるという将来目標の達成のためには、河川改修に加え放水路や遊水地などの洪水調節施設が必要となります。

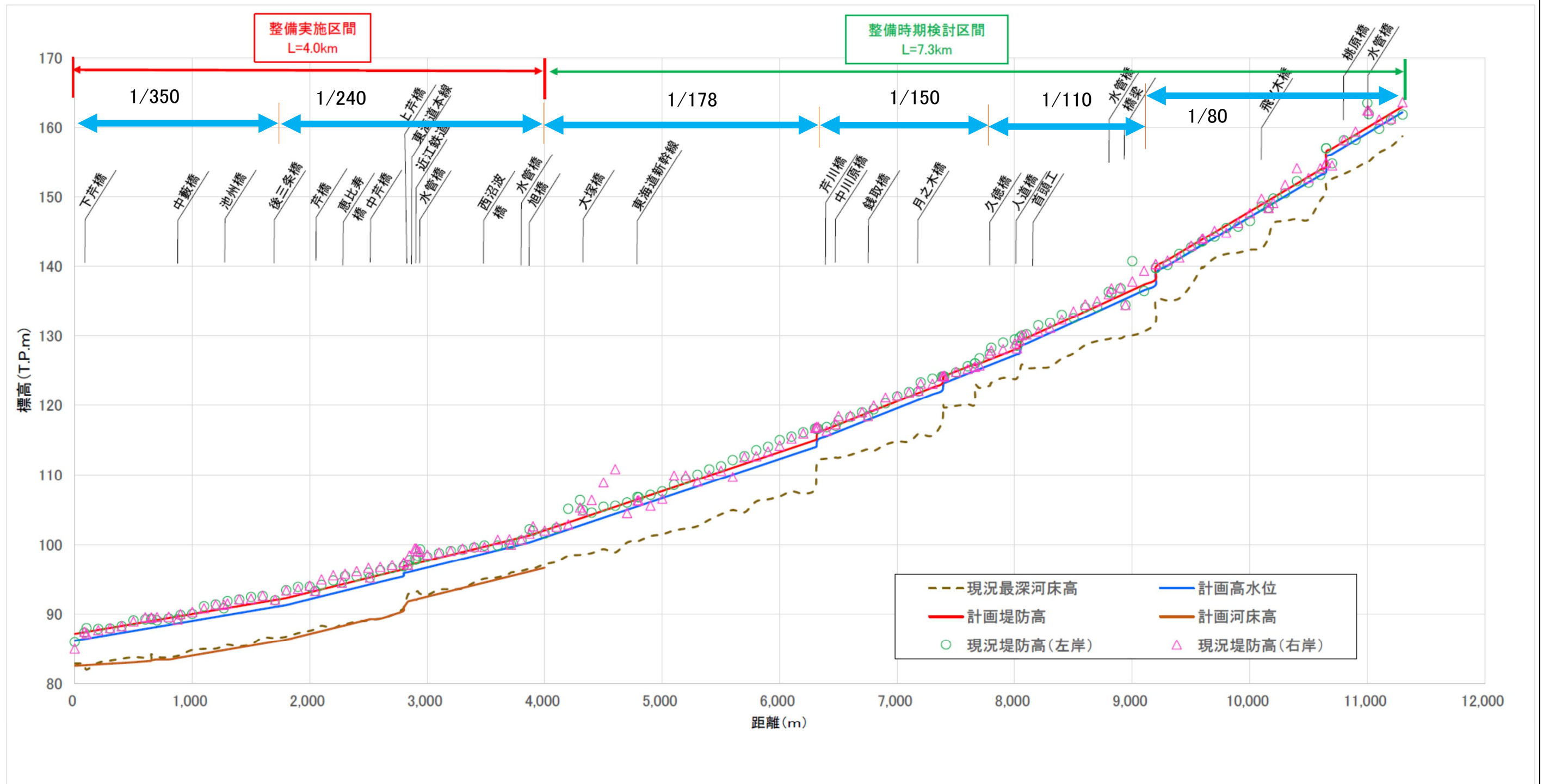
しかし、洪水調節施設等は完成するまでに長い時間と多額の費用を要します。厳しい財政状況を踏まえて、県内の他の河川との治水安全度のバランスに配慮しつつ、効果的・効率的な河川整備を進める必要があります。



(電子地形図(国土地理院)を加工して作成)



注：掘削の形状は状況により変更することがあります。



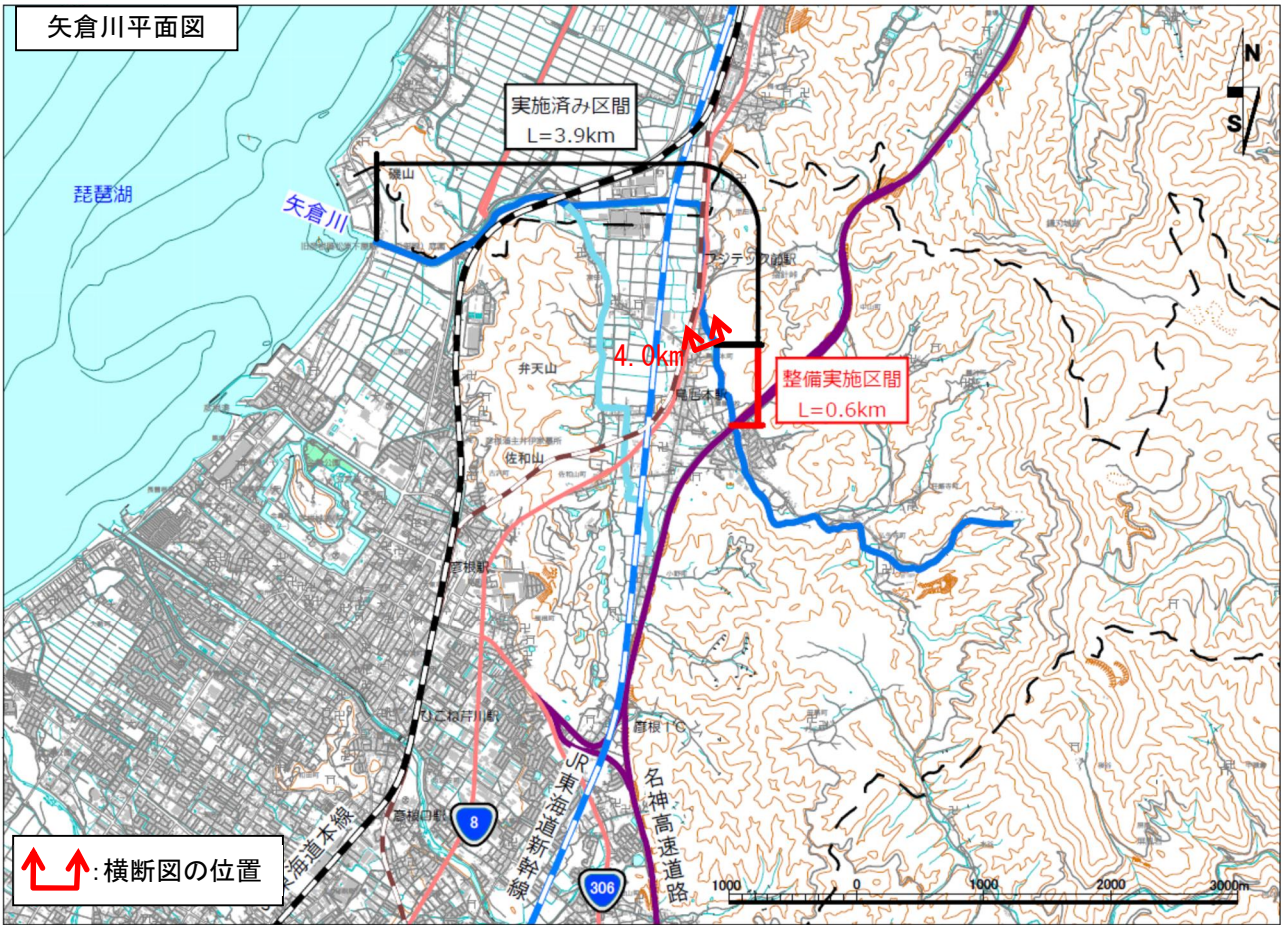
芦川計画縦断面

3.1.3 矢倉川

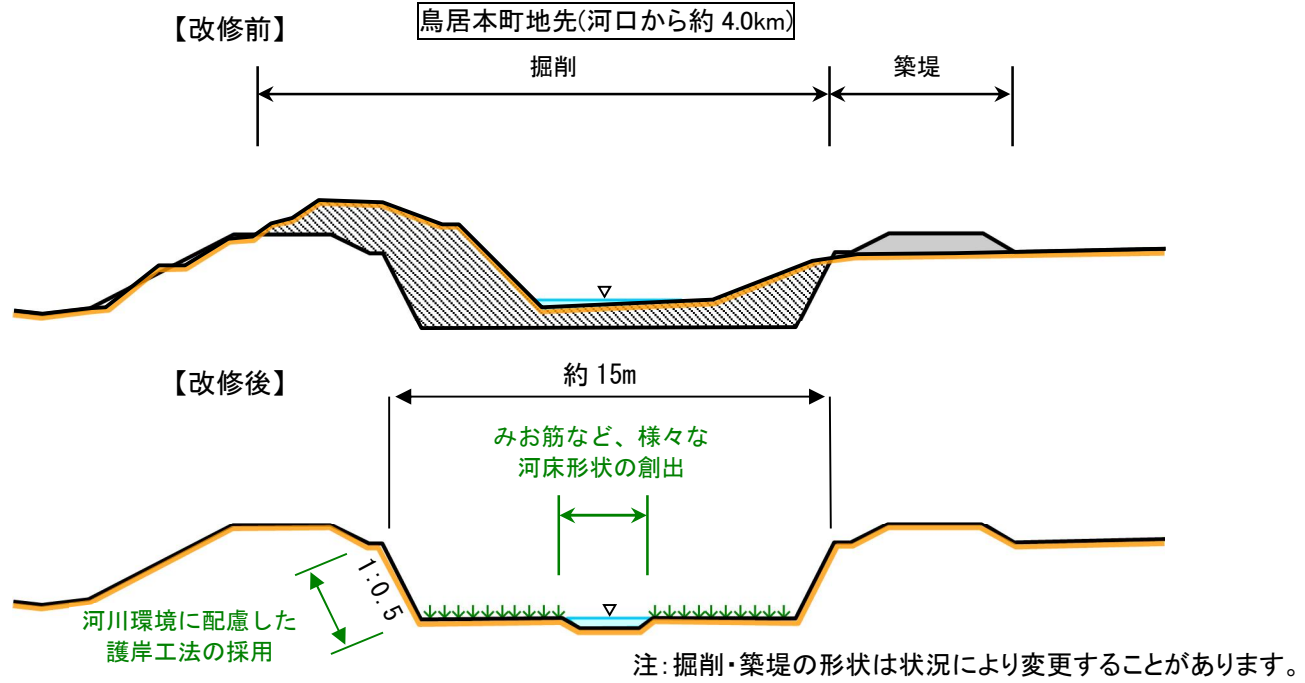
矢倉川では、河床が高いうえ、川幅が狭く流下能力が小さい区間があるため、引き堤と掘削による河道拡幅を行います。

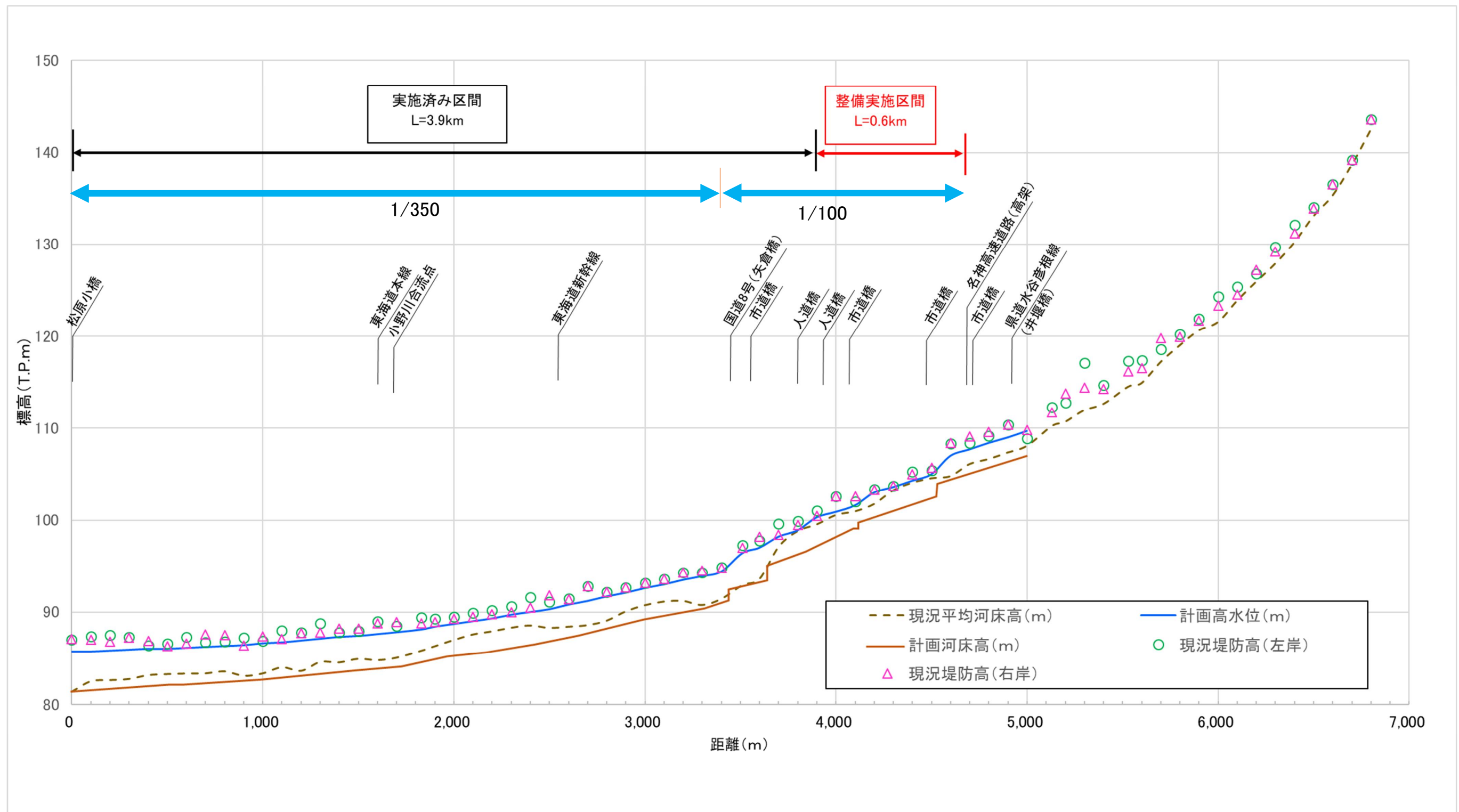
この際には、背後地の農地や山林、竹林と一体となった自然環境にめぐまれ、ゲンジボタルやカワムツ、フナなどの多くの生物の生息・生育空間となっていることを留意し、魚道の設置、掘削による河床（川底）土の河床表土としての再利用を行うなど、元の河床環境に近づけます。また、治水上支障となる樹木や竹林の伐採を行うこととなりますが、豊かな自然環境に配慮し、河畔林の伐採は最小限となるよう努めます。

矢倉川は、豊かな自然環境に恵まれていることから、子どもたちの環境学習や沿川住民が自然と触れることができる場とすることが望まれています。このため、水辺に降りていくための階段護岸等の整備を行います。



(電子地形図(国土地理院)を加工して作成)



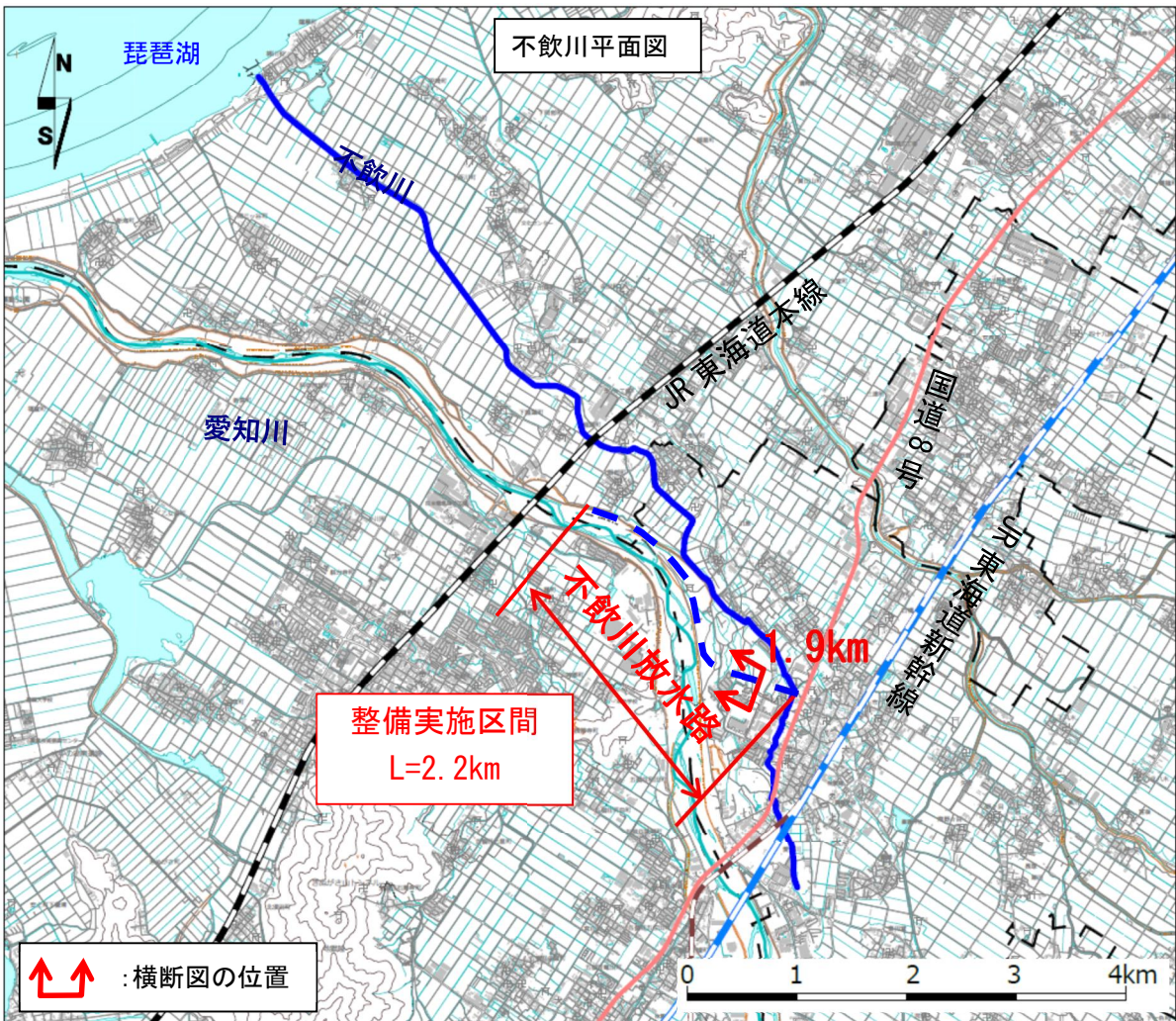


矢倉川計画縦断面

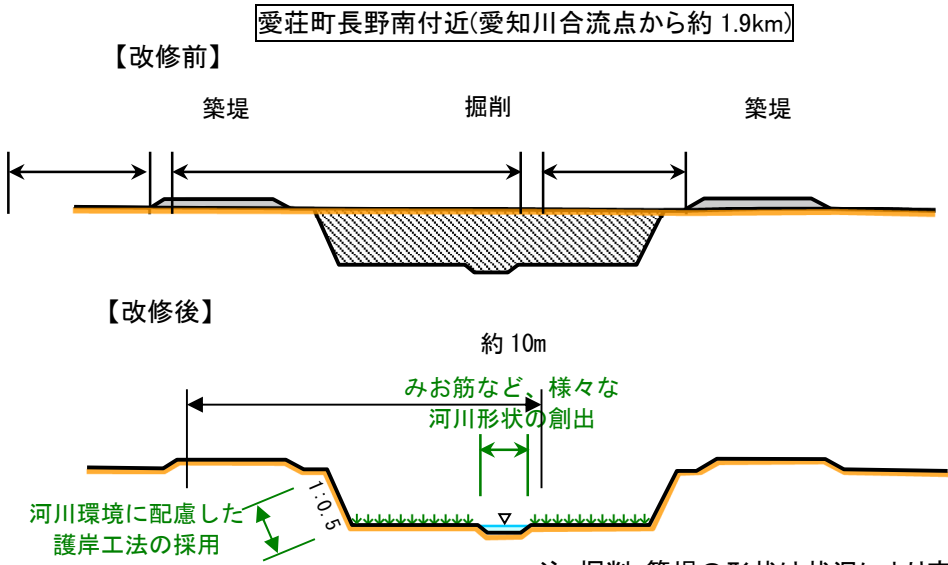
3.1.4 不飲川

不飲川では、中下流域で小河川故に多数の橋梁・取水堰などの占用工作物が存在し、その改築には多大な費用と時間を要することから、愛荘町川原地先から中宿地先までの約 2.2km 区間の河道掘削による放水路整備を行うことにより流域面積 2km² 分を愛知川に放水します。

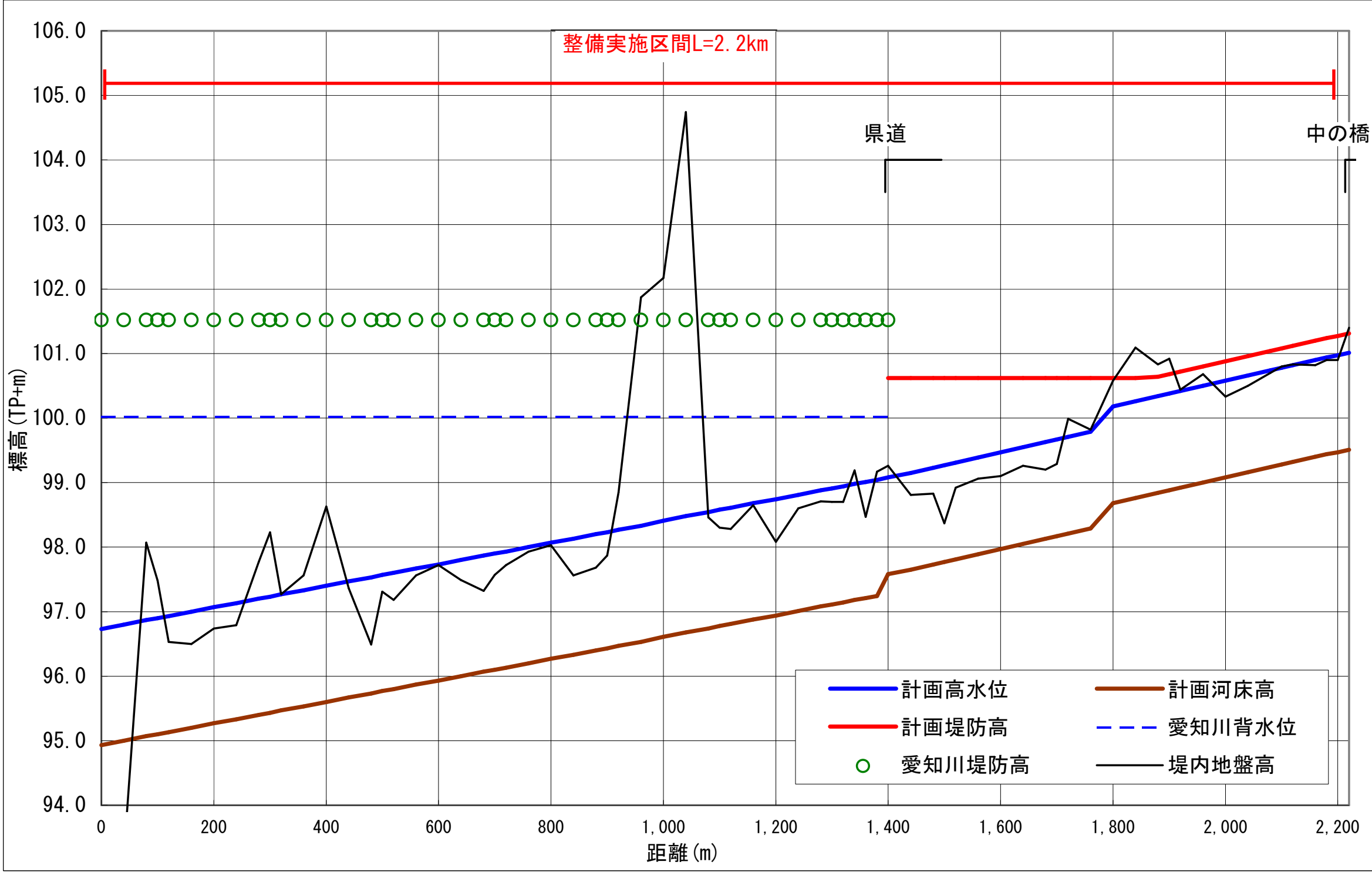
放水路の整備にあたっては、川は身近な自然を感じる場であり、学習の場でもあることから、豊かな自然環境に配慮し樹木などの伐採は最小限になるよう努めるとともに、安全性を考慮しながら川に降りていくための階段護岸等を整備します。



(電子地形図(国土地理院)を加工して作成)



注: 掘削・築堤の形状は状況により変更することがあります。



不飲川放水路縦断面図

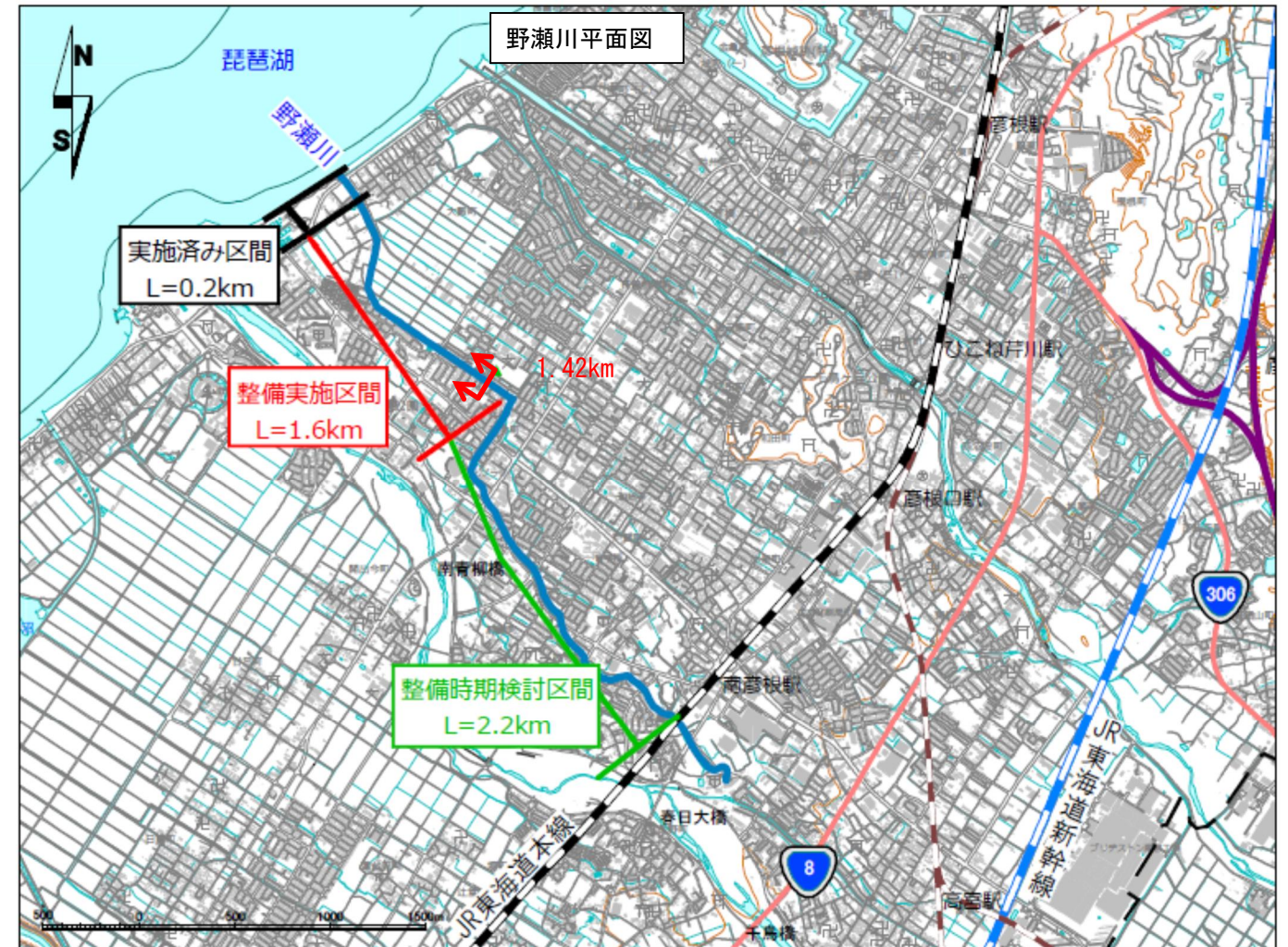
河川整備計画（本文）

3. 1. 5 野瀬川

野瀬川は、上流部で宅地開発が進んでおり、一方で現況河道の流下能力が不足しているため、溢水・はん濫などの危険性が年々増加しています。このため、河道の拡幅などを行い流下能力の向上を図ります。

なお、野瀬川では全川にわたり準絶滅危惧（NT）であるナガエミクリが繁茂していることから、多様な生物の生息・生育環境の確保に努め改修を進めます。

出典・根拠



(電子地形図(国土地理院)を加工して作成)

↑↑:横断面の位置

【改修前】

市立中央中学校南付近(河口から約 1.42km)

掘削

【改修後】

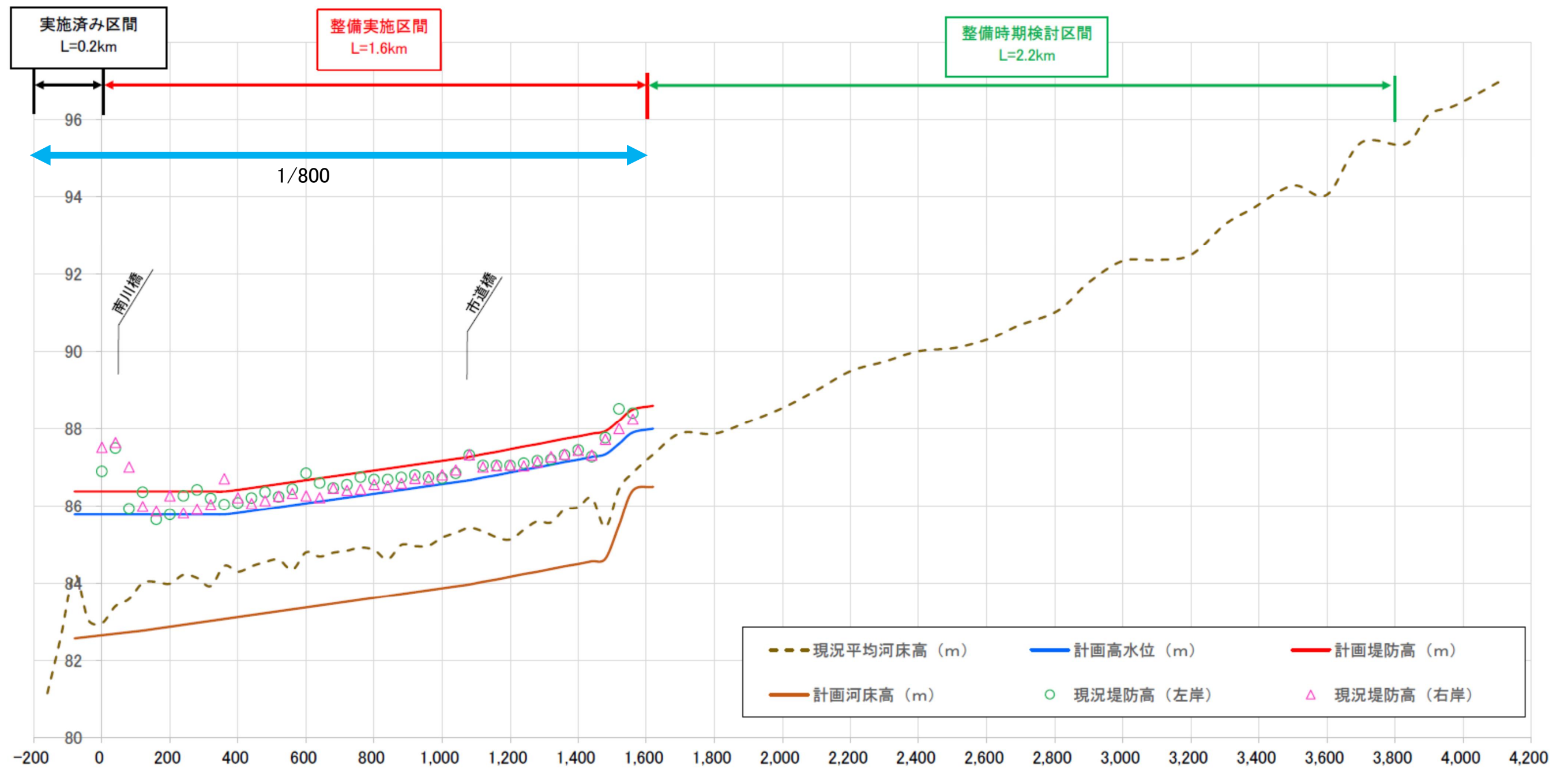
約 19m

みお筋など、様々な
河川形状の創出

親水性等に配慮
した緩傾斜法面



注:掘削・築堤の形状は状況により変更することがあります。



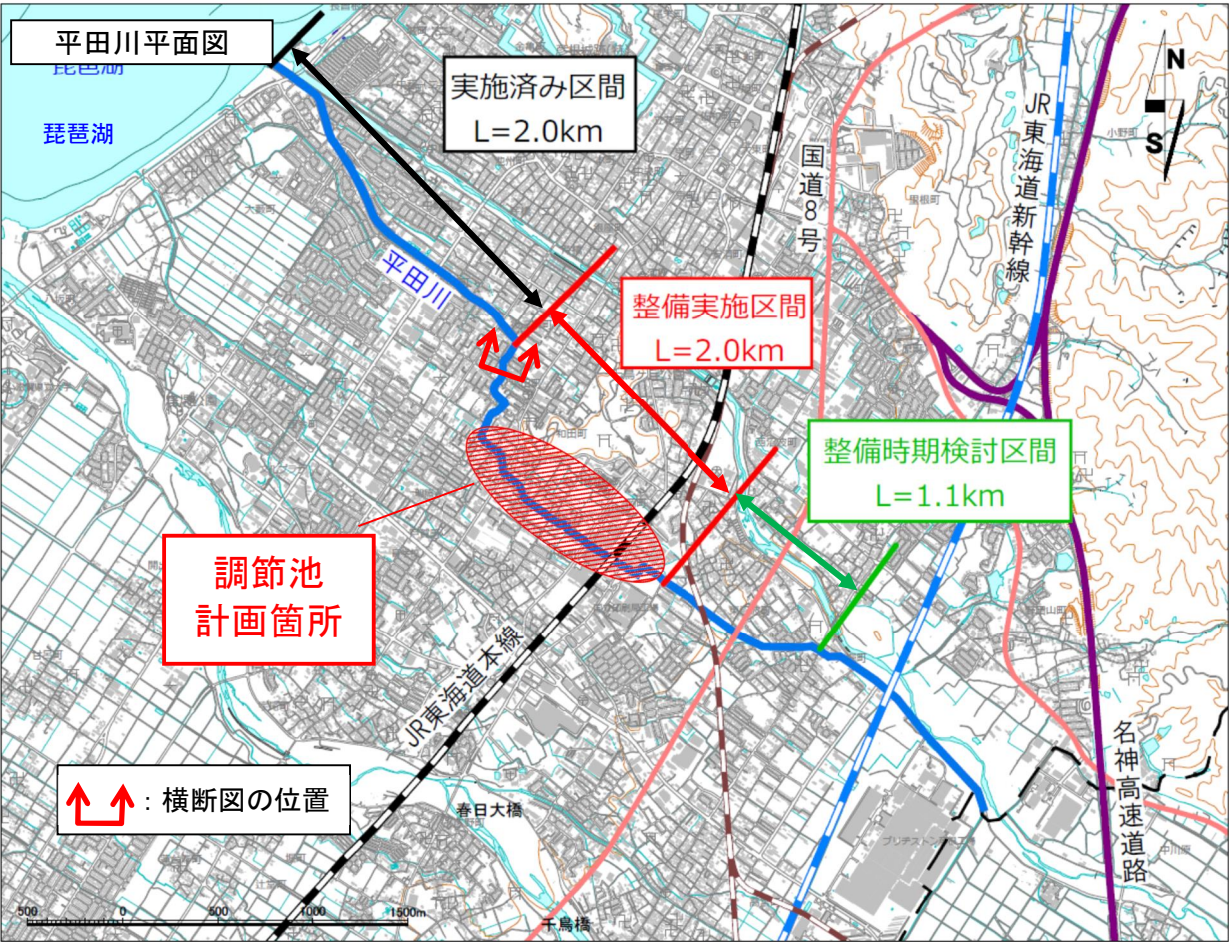
野瀬川縦断面図

3.1.6 平田川

平田川では、河口から概ね 2.0km が 50 年に 1 回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下させるよう改修済みです。改修済み区間から上流区間については河床が高いうえ川幅が狭く、流下能力が不足しているため、溢水・はん濫などの危険性が年々増加しています。平田川は住宅密集地を貫くように流れており、河道拡幅は困難であるため、河道掘削と調節池設置を基本として対応します。

この区間の護岸は、コンクリートの二面張りもしくは三面張りであり、生息・生育環境としては貧弱ではありますが、周辺水田からの由来と考えられる魚類や両生類の生息が確認され、これらの生物の受け皿となっているものと考えられます。

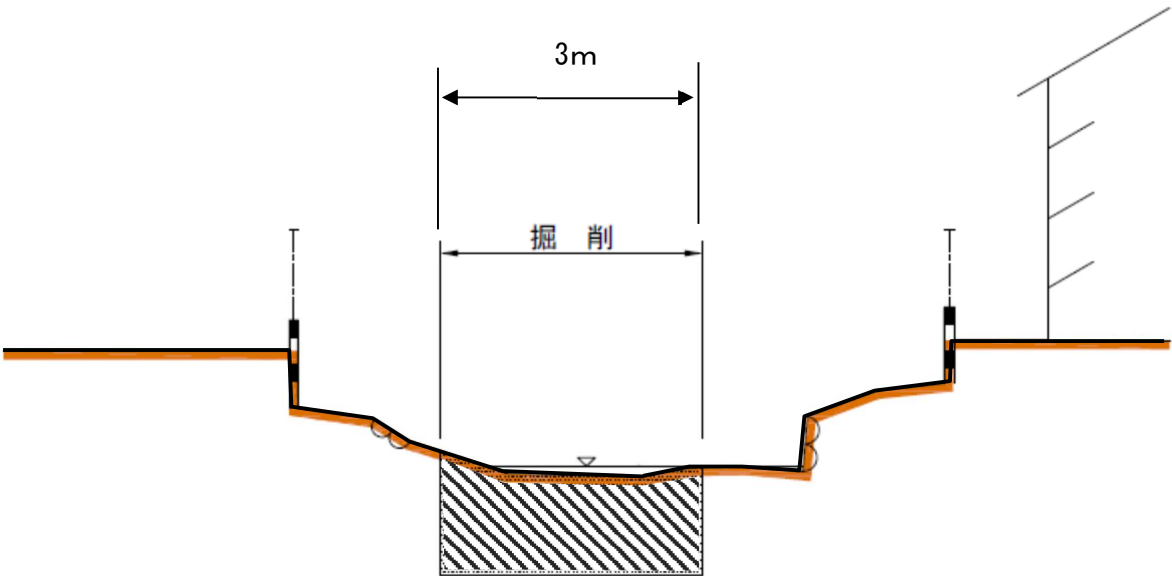
河川整備後においても、小規模な早瀬や平瀬、河川植生が時間とともに形成されるものと考えられ、動植物の生息・生育環境のモニタリングを検討します。



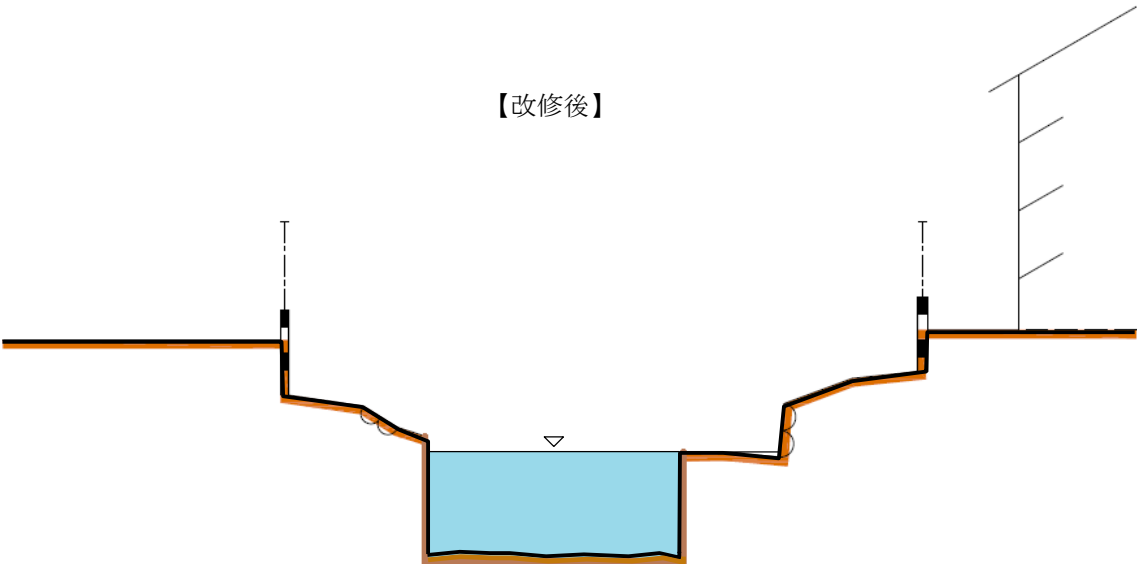
(地形図は、電子地形図(国土地理院)を加工して作成)

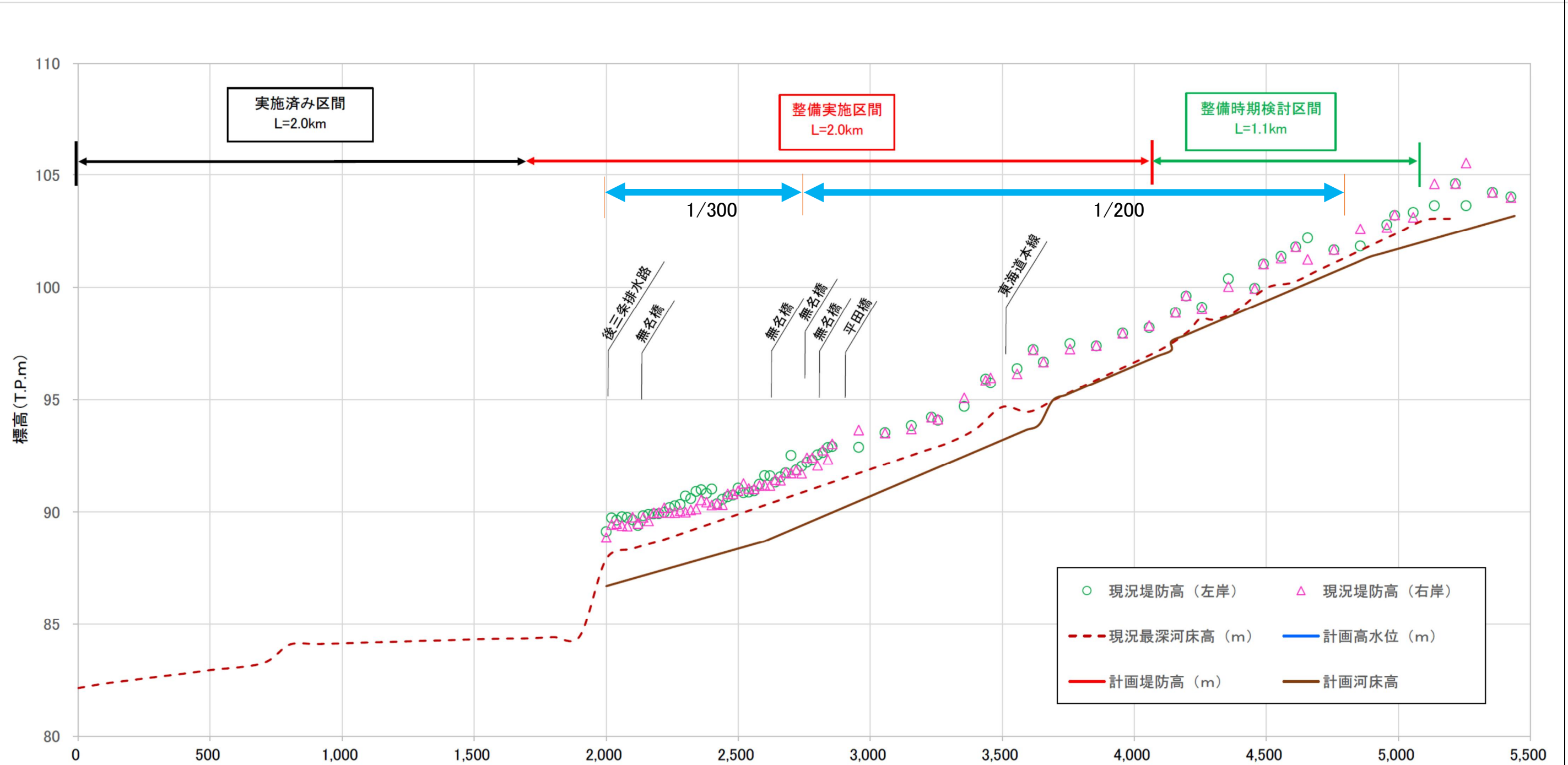
後三条排水路合流地点から 100m地点

【改修前】



【改修後】





平田川縦断面図

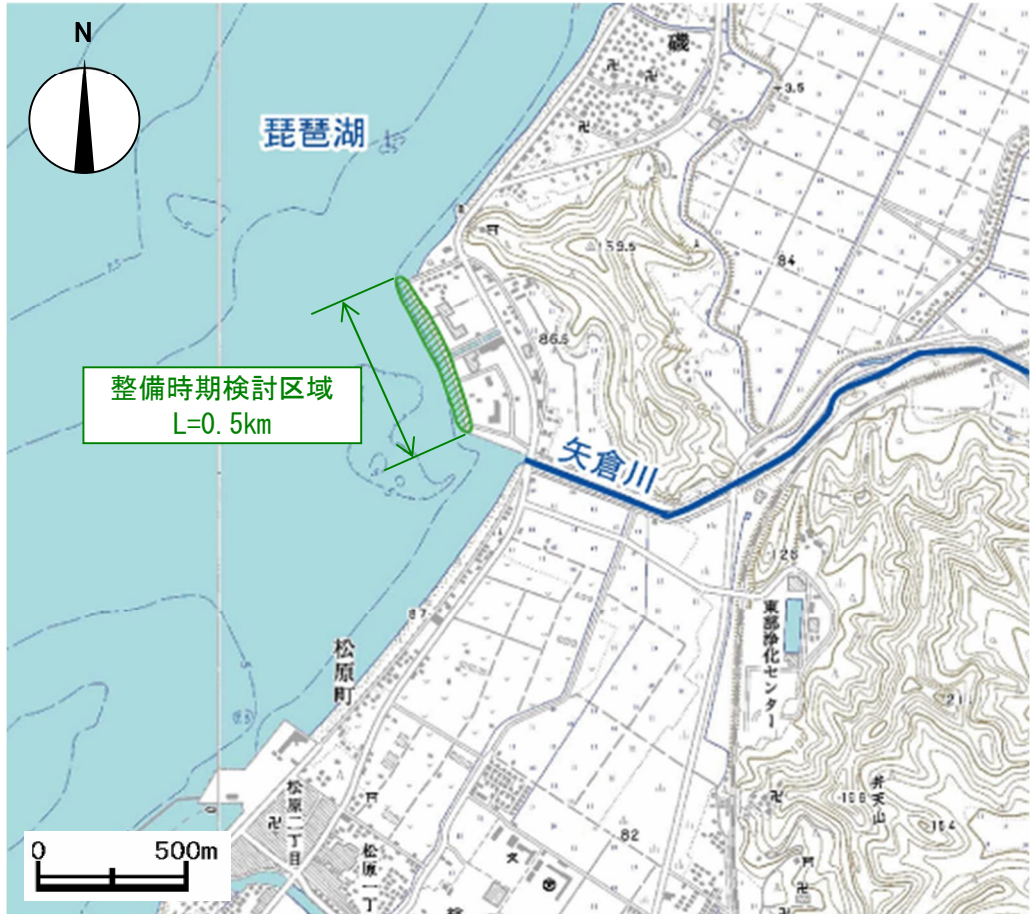
3.1.7 琵琶湖（湖辺の保全）

「琵琶湖の整備と保全に関する事項(2.2.4)」に従い、次の2地区において湖辺の保全を行います。

(1) 彦根松原地区

彦根松原地区の湖岸は、直立のコンクリート護岸であるため、消波などの治水機能は持っていますが、親水性や景観、生物の生息・生育空間としては好ましくない状態となっています。このため、自然素材(石や木材など)を利用して護岸の緩傾斜化を図り、琵琶湖の原風景を取り戻すとともに、魚や鳥など多様な生物の生息・生育空間を創造し、生態系と水質浄化機能の保全を図ります。

松原地区の湖辺再生にあたっては、地域と協働して湖辺の保全を進めていきます。なお、その整備時期は今後検討します。

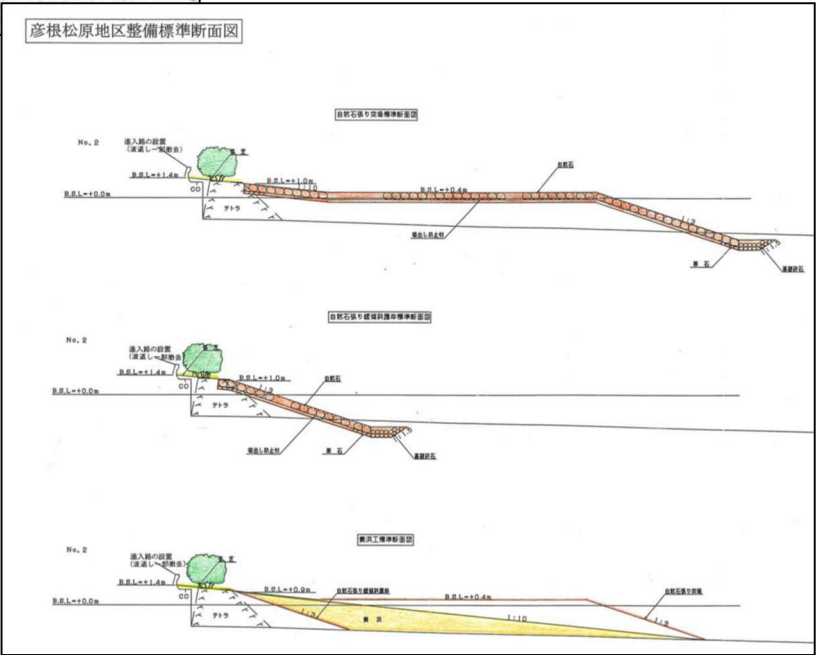
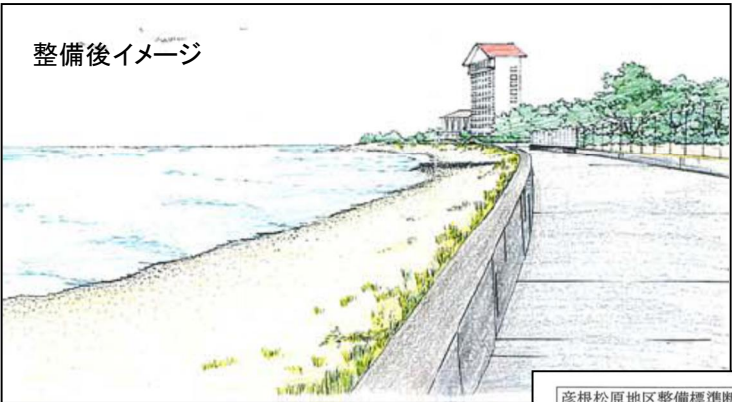
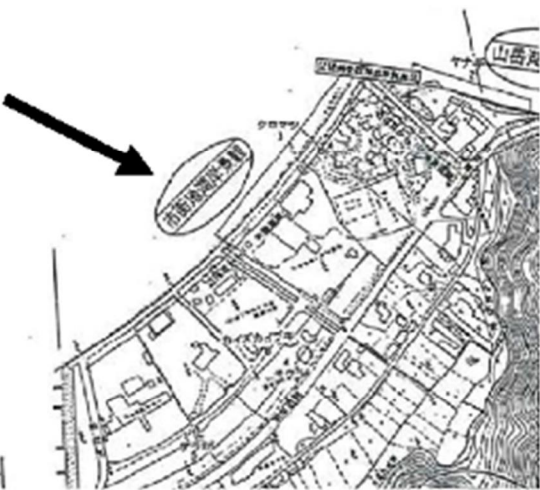


(地形図は、電子地形図(国土地理院)を加工して作成)

整備時期検討区域



彦根松原 現状写真(R5.11 撮影)

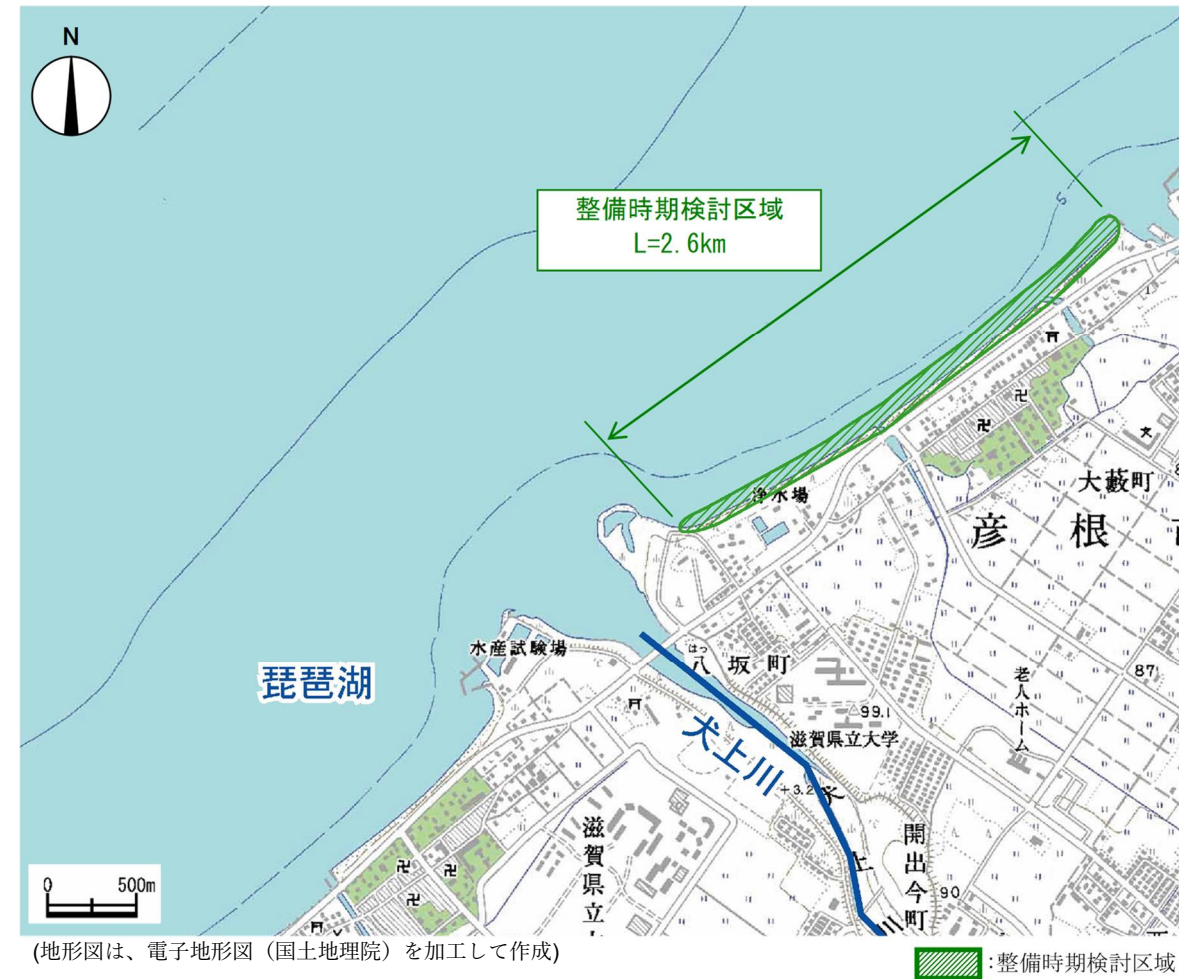


（2）^{おおやがはま}大藪浜地区

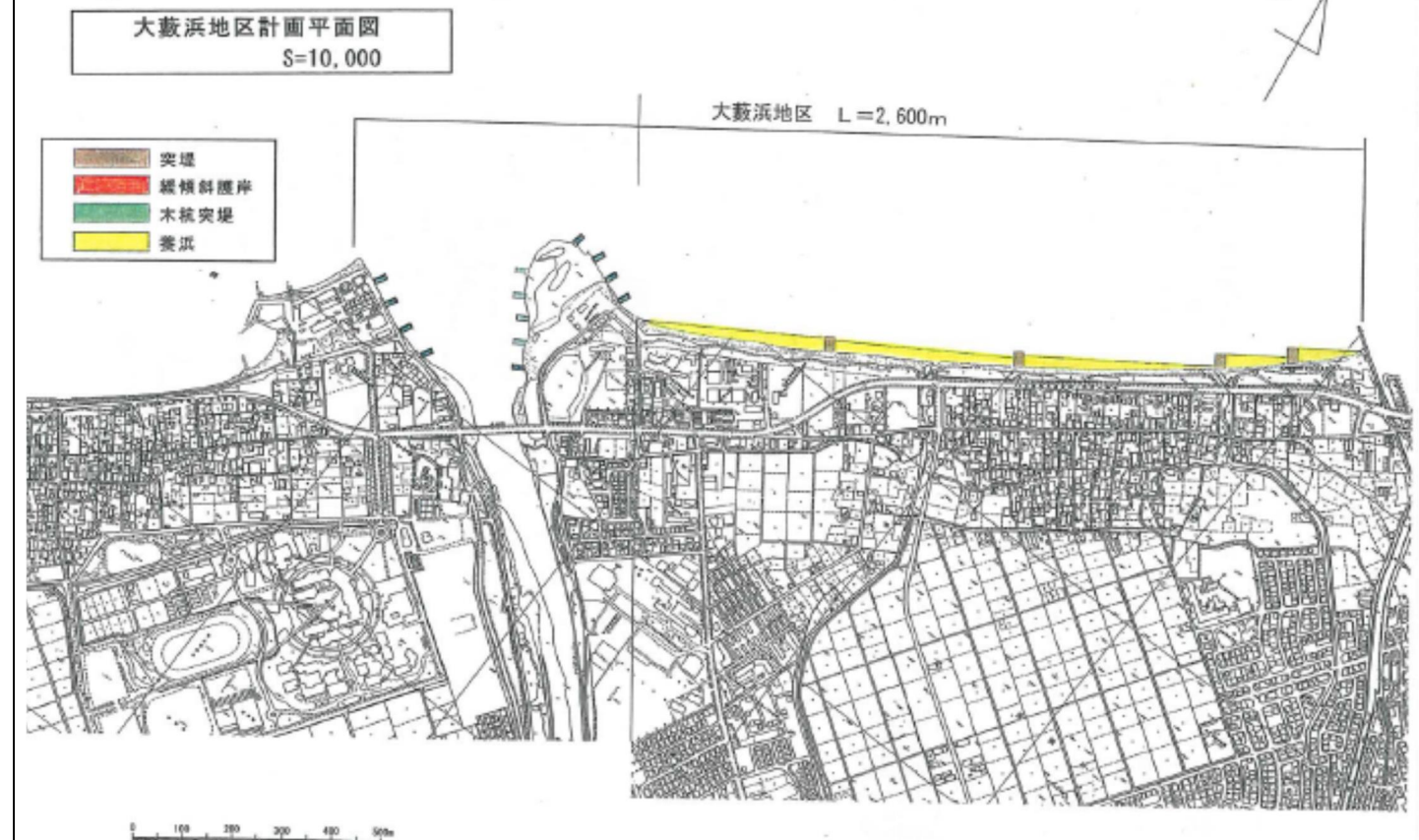
大藪浜地区の湖岸は、かつては、河川から流れ出る土砂による砂の供給と砂浜の侵食（漂砂）のバランスが保たれ、白砂青松で代表される砂浜やヨシ原、柳など様々な湖辺の環境が形成されていました。しかし、犬上川からの土砂の供給が減少したことから、湖岸侵食が急速に進み、浜の後退が見られるなど、砂浜の維持や良好な湖辺の環境保全を進める必要があります。

一部では砂浜保全対策を実施済みですが、未対策区間について、突堤や養浜により砂浜の侵食対策を行います。対策にあたっては、前浜の回復や、突堤に柳の植栽を行うなどにより、多様な生物の生息・生育環境への配慮や琵琶湖の原風景の再生・保全を図ります。

大藪浜地区の砂浜保全にあたっては、地域と協働して砂浜の保全を進めていきます。なお、その整備時期は今後検討します。



大藪浜 現状写真(R5.11 撮影)



河川整備計画（本文）	出典・根拠
3.2 河川の維持の目的、種類及び施工場所 3.2.1 河川の維持の目的 圏域の全ての一級河川(琵琶湖+40 河川)において、洪水による被害の軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全がなされるように、行政と地域住民の連携を図りながら、各河川の特性を踏まえ、総合的に河川の維持管理を行います。その際、治水、利水、環境の面から河川を維持していくことで、地域住民が安心やうるおいを感じ続けることができるように配慮します。また、生物の生息・生育環境や良好な景観を保全しながら、自然を楽しむことができる河川空間の利用を促進していきます。 3.2.2 河川の維持の種類及び施工場所 圏域の一級河川を適切に管理していくため、地域住民、関係機関との協働のもと、河川管理施設の機能点検、河道内の樹木や土砂の変化、流木・粗大ゴミの存在状況、河川における取排水、流域の汚濁負荷や河川水量の変化に伴う水質変化、動植物の生息・生育・繁殖環境等の河川環境管理に関する基本的事項の実態把握に努めます。 なお、河川の維持にかかる項目の中で、特に、洪水による被害の防止の観点から実施する樹木伐採、堆積土砂の除去、護岸補修等の対策については、地域住民の生命と財産を守るため、緊急性の高い箇所から順次計画的に実施します。 また、豊かな自然環境や美しい河川景観、憩いやふれあいの場としての河川空間など良好な河川環境を保全し、次の世代へと引き継いでいくためには、地域住民と協働して河川の維持管理を行うことが重要です。このため、草刈りやごみの除去、川ざらえ、河畔林管理など地域住民などが行う活動に対して、積極的に支援します。 さらに、令和4年3月に改訂した「湖東土木事務所管内河川維持管理計画」に基づき、河川管理施設や河川の状態、周辺の状況に対応した、河川の維持管理を行うことにより、河川を適切な状態に保全・回復させるように努めます。	河畔林の会の活動状況 河川の清掃の様子 ◇維持管理目標◇ ○河道流下断面の維持 ○施設の機能維持 ○河川の適正利用 堤防、護岸や樋門等の施設、河道内の状態を把握するとともに、土地や流水の占用、工作物の設置状況、土地の形状変更状況(盛土、掘削等)、産出物の採取に関する状況、その他河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の状況(廃棄物の不法投棄、汚水の排水等)や許可工作物の維持管理状況を確認。 湖東土木事務所版河川維持管理計画(案) 位置図 Aランク河川: 芹川、犬上川、愛知川 Bランク河川: 矢倉川、宇曾川 — aランク区間 (概ね2ヶ月に1回、巡視を行う) — bランク区間 (概ね4カ月に1回、巡視を行う) 出典: 湖東土木事務所

河川整備計画（本文）	出典・根拠
（河川管理施設の維持管理） 圏域の一級河川において、堤防、護岸などの河川管理施設の機能を十分に発揮させるために、日常的な点検によって、施設の老朽化や不具合箇所、また、堤外民地を含め、樹木等による河道の流下能力阻害箇所等の早期発見による機能低下の防止に努め、所定の流下能力が確保できるように、地域住民組織等との連携のもと、適切な維持管理に努めます。 また、圏域に存在する河川の築堤区間においては、破堤による壊滅的被害を防ぐため河川巡視を円滑に行うための管理用通路の確保や堤防天端の舗装などにも必要に応じて検討します。 宇曾川ダムについては、ダムの機能を発揮するため必要な施設の改善や点検補修などを実施し、引き続き適正な管理に努めます。 また、圏域に現存する河川の築堤区間については、破堤による壊滅的被害を防ぐため、現に出水時において漏水などの現象が確認された箇所など、破堤の危険性を認知した箇所については、基本断面形状を確保しつつ、堤防の侵食対策や浸透対策を実施します。なお、その優先順位については背後地の利用状況などを勘案し決定することとし、対策工法を検討する際には、地下水への影響、周辺地域の水利用、自然生態系、親水性などに配慮します。	河川維持・点検等の状況写真  

河川整備計画（本文）	出典・根拠
（河床の維持管理） 圏域内の一級河川において、河川の流下能力の確保や河川管理施設の機能に影響を与えないように調査・検討を加え、河床の維持管理に努めます。また、必要に応じて洪水の流下を阻害する河道内の植生の除去等も行います。その際に、地域住民や学識経験者の意見を参考にし、生物環境などにも配慮していきます。 掘削により生じた建設発生土は、他事業への有効利用に努めます。 （湖岸の維持管理） 琵琶湖岸については、侵食などの状況を把握するとともに、必要が認められた場合には、「琵琶湖湖辺域保全・再生の方針」に基づき、砂浜の保全、再生やヨシ原の保全などの対策に努めます。 （河川環境の保全） 圏域の一級河川において、住民が河川に親しみ、憩いやふれあいの場となるような河川環境の保全に、広く地域住民と行政が協働して取り組めるよう努めます。また、草刈りやゴミの除去についても住民と行政の協働による啓発や収集活動による適正な管理に努めます。さらに、学校教育等と連携し、子ども達が河川での自然学習を通じて環境について学習し、積極的に環境保全に取り組めるよう支援します。また、地域住民などが親しめる河川空間を創出するため、河川環境の整備に努めます。 長い年月を経て刻々と変わりゆく河川の自然環境を知ることはその維持に必要不可欠な事項であり、生物調査を含む環境調査の実施を検討します。また、その際には、関係機関や地域住民と協力して行い、できる限りその情報を公開していくよう努めます。 一部区間で見られる河道内樹林は、生態系の保全など良好な河川環境の形成に重要な役割を果たしています。そのため、治水上河川管理に支障が生じた場合や、外来種対策の必要性が生じた場合については、有識者・地域住民などの意見を参考に伐採などを検討します。	■浚渫・伐採事例 令和4年度 事業実施前 犬上川 岩倉川 南川 令和4年度 事業完了後

河川整備計画（本文）	出典・根拠
（河川占用及び許可工作物の設置等への許可・対応） 河川占用及び新たな工作物の設置ならびに施設の改築などについては、本整備計画ならびに他の河川利用との整合を図りつつ、治水・利水などの視点から支障を来さない範囲で基準を満たしたものを許可します。また、地域の再生や水辺の賑わい創出のため、地域ぐるみでの取り組みとして合意形成された河川敷地の利用計画がある場合は、「河川空間のオープン化」の制度利用も含め、自治体等関係機関、地域住民、利用者等の意見を十分に聴いて判断するものとします。 許可工作物の維持管理に関する指導・監督については、河川の許可工作物として堰及び橋梁などが設置されており、これら工作物について河川管理上において支障となることが予想される場合は、施設管理者に速やかに点検・修理などの実施についての指導・監督を行います。また、河川工事実施の際には、施設の占有者と十分協議し、必要な対策を講じていきます。 また、河川利用を妨げる不法投棄・不法占用などについては、必要に応じて流域自治体や関係機関と連携し、監督処分を含めて指導・管理の徹底を図ります。 （流水の管理） 圏域の一級河川において、現在生息する水生生物が持続的に生存可能な水質も含め、将来にわたり安定した河川水による良好な河川環境が維持されるよう、河川管理者、利水者及び地域住民などが協働して取り組みます。また、水源として森林を保全する種々（間伐材の利用など）の取り組みについて支援していきます。さらに、様々な機会をとらえて水利用の節約や工業用水のリサイクルの推進などの家庭・企業及び農家への啓発を行い、地域レベルでの水循環の回復を促進します。流域全体で、将来にわたり健全な水質・水量が維持されるよう、今後とも地域住民や関係市町、利水者と連携して適切な水管理・水利用を図っていきます。 湖東圏域では、地域住民の水量への関心が高くなっており、各河川の特성에応じて次のように対応します。 犬上川では、中流の金屋地先から下流側で常時水量の減少傾向や瀬切れ発生の報告もあり、流水の確保が望まれます。将来にわたり健全な河川水の利用が維持されるように、利水者を含む関係者間の流水枯渇に関する問題意識の共有化に努めます。 城下町を流れる芹川は、水利用や河川空間利用に関して地域住民とのつながりが深く、地域を代表する河川であり、1年を通じて安定したせせらぎが求められています。芹川の用水利用は、主に農業用水として利用されており、芹川合同井堰、芹川ダムの取水施設により、深刻な渇水被害は生じていませんが、将来にわたり健全な河川水の利用が維持されるよう、河川管理者、利水者及び地域住民等とが協働して適正な水管理に努めます。	出典・根拠 犬上川の不法投棄の状況  川づくり会議での表流水・地下水に関する意見 ・水があつての川。瀬切れ（瀬枯れ）の原因を幅広く調べていく。（犬上川） ・多様な動植物の生態系保全、下流の水質、渇水時の水利用のために、安定した流水を確保してほしい。（芹川） ・伏流水への影響を調査してほしい。（矢倉川） ・湧水についての対策を講じてほしい。常時、水の流れる、魚の住める川にしてほしい。（不飲川）

河川整備計画（本文）	出典・根拠
矢倉川の周辺には湧水や地下水を利用した用水が数多く存在し、農業用水や生活用水など地域に密着した利用がなされており、河床掘削の影響が懸念されています。このため、用水調査を行い、利用者と協議しながら対応します。 不飲川の放水路計画区間では、湧水、地下水を利用した用水が数多く存在し、放水路の掘削により地下水などへの影響が懸念されていることから用水利用の実態を損なうことのないよう、用水調査を行い、利用者と協議しながら対応します。	

3.3 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項

3.3.1 河川への流出量の抑制

公園やグラウンド、道路、公共施設等の管理者は、雨水貯留及び地下浸透対策の実施に努めます。農林業関係者が、森林や農地の適正な保全管理に努めることができるよう、滋賀県及び市町は支援を行います。そのことにより、流域全体での雨水貯留機能・浸透機能を維持向上させ、急激な流出を緩和し河川・水路への負担を軽減します。

また、都市計画法等に基づく開発行為の許可に関して、開発に伴う雨水排水計画基準や開発指導要綱を設け、下流河川・水路の流下能力が不足する場合に、開発者に対して流出抑制施設の設置を指導するとともに、開発区域から流出抑制を適正に図るため、適宜、開発行為に関する技術基準等の見直しを行います。

3.3.2 総合的な土砂管理に向けて

琵琶湖の砂浜湖岸は、山地域の供給源から河川を通じて河口へと流れて堆積した土砂が、湖辺域の沿岸に流されて形成されています。

これまで、土石流などの土砂災害や、過剰な土砂供給によって天井川を作らざるを得なくなったり・河口部の閉塞など、上流からの土砂に苦しめられるなか、その対策として治山事業、砂防事業で土砂の流れを抑制したり、また河川事業や砂利採取により堆積土砂の除去を行ってきました。さらに、治水・利水ダムの設置により、下流部への土砂の流出が抑制されています。

これらの対策に伴い土砂供給が減ったことは、河川で局所的な河床の低下や粒径の粗粒化、新海浜など湖辺域での砂浜侵食など新たな障害につながっていく要因であると考えられ、土砂が移動する場合全体（流砂系）の連続性を考えた対策が必要になってきています。

こうした土砂供給の減少は、河床の低下や湖辺域での砂浜侵食などを招くこととなり、砂浜侵食に対しては、突堤や養浜などの対策を実施してきました。

平成 4 年頃から琵琶湖湖岸の侵食災害が頻発するようになり、これらに対して突堤や養浜などの対策を実施していますが、一方で汀線がのこぎり状に安定し本来の湖岸景観が失われるとともに、砂浜の砂の動きが停止し植生が侵入するといった更なる問題点も指摘されています。

本来は、山地から河道、湖辺域に至る連続した土砂移動のダイナミズムを回復し、動的平衡状態の中で、土砂の量と質（粒径）のバランスのとれた河川・湖岸の実現を目指すことが理想です。

しかし、流域全体での土砂移動に関しては、解明されていないことが数多くあります。このため、個々の砂浜や河川における課題の状況に応じて、山地から河道、湖辺域への連続した土砂管理に取り組んでいくことが必要であり、実現可能な対策を、砂防、森林、ダム、河川、湖岸の関係行政機関などと連携のもと長期的課題として検討します。



河川整備計画（本文）	出典・根拠																																
3.3.3 川に関わり、川に親しむ地域社会の形成 圏域の河川は、きれいな水が絶えず流れ、ゴミのない、自然豊かな憩いの場であることが望まれています。 健全な水循環の回復、水質改善、不法投棄の防止などは、河川管理者のみでは解決できない課題であり、河川の魅力を高め、豊かな自然環境を次の世代へ引き継いでいくためには、行政や地域に加えて学校教育も一体となって川づくりを行っていくことが必要です。このためには、人々が川に関わり川に親しむことによって、地域社会と川との日常的な繋がりを深めていくことが必要であり、次のような事項の推進に努めます。 (1) 川づくり・流域づくりを進めている地域活動及び学校教育等との連携を図り、川に対する子どもたちの関心が高まるよう川に関する学習（出前講座）を推進します。さらに河川愛護月間などにおける行事や河川に関する広報活動を通じて、河川愛護の普及・啓発に努めます。 (2) 河川の整備・保全・維持については、河川に関する情報を広く積極的に提供し、地域住民等とのコミュニケーションの充実を図り、官民一体となった河川管理ができるよう努めます。 (3) 川の施設を拠点とした地域活動団体等と連携し、地域住民にふれあい、学ぶ場、機会の創出を行っていくことにより、地域に親しまれる川づくりに努めます。 (4) 古くからの川と地域住民とのつながり、川にまつわる地域文化が今後も継承されるよう協力していきます。 (5) 河川環境のモニタリングを地域住民と協力して行うとともに、その情報を公開していくよう努めます。 (6) 宇曾川ダムにおいては、「森と湖に親しむ旬間」などを実施しており、森林やダムの重要性について関心を高め理解と親しみを深めるよう努めます。 (7) 上記のような地域社会と川との日常的な繋がりを深めるための取り組みを通じて、地域の中での川や湖を守る活動を支援します。 3.3.4 水量・水質等の把握 川の魅力を高める基本のひとつは、清流の復活であると考えられ、流水の質と量を監視していく必要があります。このため、河川の適正な流水管理を行うべく、継続的な雨量、水量、水質などの把握に努めます。またこの際、河川管理者は、利水者、地域住民等と協働して適正な水管理に努めていくとともに、水量・水質等の把握を行っていきます。 3.3.5 憩い、安らげる水辺の整備 湖東圏域の各河川及び琵琶湖において、自然環境や水辺の景観を生かしながら、人が水辺に親しめ近づくことができる環境づくりを行うため、地元の住民団体、河川レンジャー等の意見を聴きながら、かわまちづくり等に基づき市町等と連携して、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行います。	【芹川を美しくする会 川の日ワークショップ入賞】  【犬上川自然観察会】  出典: 滋賀県河港課 HP 「河川愛護活動事業」の活動状況   過去の川づくり会議の開催状況 <table><tr><th>会議名</th><th>開催期間</th><th>開催回数</th><th>のべ参加人数</th></tr><tr><td>犬上川川づくり会議</td><td>平成 13 年 4 月～平成 14 年 2 月</td><td>7</td><td>342</td></tr><tr><td>芹川川づくり会議</td><td>平成 13 年 6 月～平成 14 年 10 月</td><td>6</td><td>159</td></tr><tr><td>芹川公開説明会</td><td>平成 14 年 5 月～平成 14 年 11 月</td><td>2</td><td>163</td></tr><tr><td>矢倉川川づくり懇話会</td><td>平成 13 年 7 月～平成 13 年 12 月</td><td>3</td><td>45</td></tr><tr><td>不飲川川づくり懇話会</td><td>平成 13 年 6 月～平成 14 年 2 月</td><td>6</td><td>106</td></tr><tr><td>新海浜湖辺川づくり懇話会</td><td>平成 13 年 3 月～平成 14 年 7 月</td><td>7</td><td>33</td></tr><tr><td>琵琶湖河川再生多景地区地域協議会</td><td>平成 10 年 2 月～平成 11 年 2 月</td><td>4</td><td>40</td></tr></table> (住民会議の実施状況)  	会議名	開催期間	開催回数	のべ参加人数	犬上川川づくり会議	平成 13 年 4 月～平成 14 年 2 月	7	342	芹川川づくり会議	平成 13 年 6 月～平成 14 年 10 月	6	159	芹川公開説明会	平成 14 年 5 月～平成 14 年 11 月	2	163	矢倉川川づくり懇話会	平成 13 年 7 月～平成 13 年 12 月	3	45	不飲川川づくり懇話会	平成 13 年 6 月～平成 14 年 2 月	6	106	新海浜湖辺川づくり懇話会	平成 13 年 3 月～平成 14 年 7 月	7	33	琵琶湖河川再生多景地区地域協議会	平成 10 年 2 月～平成 11 年 2 月	4	40
会議名	開催期間	開催回数	のべ参加人数																														
犬上川川づくり会議	平成 13 年 4 月～平成 14 年 2 月	7	342																														
芹川川づくり会議	平成 13 年 6 月～平成 14 年 10 月	6	159																														
芹川公開説明会	平成 14 年 5 月～平成 14 年 11 月	2	163																														
矢倉川川づくり懇話会	平成 13 年 7 月～平成 13 年 12 月	3	45																														
不飲川川づくり懇話会	平成 13 年 6 月～平成 14 年 2 月	6	106																														
新海浜湖辺川づくり懇話会	平成 13 年 3 月～平成 14 年 7 月	7	33																														
琵琶湖河川再生多景地区地域協議会	平成 10 年 2 月～平成 11 年 2 月	4	40																														

4. 超過洪水時の被害を最小化するために必要な事項

4.1 平常時における連携強化

河川管理者、関係機関（防災部局・都市計画部局など）、関係市町などと連携し、超過洪水時の被害を最小化するために必要な対策を総合的・継続的に検討し、実施します。

施設では防ぎきれない大洪水は発生するものへと意識を変革し社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、湖東圏域における洪水氾濫ならびに土砂災害による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うことを目的として、平成 27 年に「水害・土砂災害に強い地域づくり協議会」を設置し、学識者等からの助言を得ながら自助・共助・公助が一体となった水害・土砂災害に関する対策を湖東圏域の 1 市 4 町（彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）・国・県が協働し検討します。

4.2 洪水時の連携強化

洪水時の連携を強化するため、「平常時の備え」と「緊急時の体制」について対策に取り組みます。

「平常時の備え」については、雨量観測所及び水位観測所、河川防災カメラで観測した雨量や水位、河川のカメラ画像などの防災情報を「滋賀県土木防災情報システム」を用いて、関係市町や機関、地域住民などに提供しています。今後、これらの防災情報を安定的に提供するため、設備の適切な維持管理に努めます。

「緊急時の体制」については、彦根地方气象台等から水防活動に関する気象予報警報の通知があった場合、県庁に水防本部を設置すると同時に水防体制に入るものとします。水防体制下では降雨状況・河川水位等の監視を行うとともに、雨量・河川水位の状況などから河川パトロールが必要であると判断した場合には速やかに現地確認等で情報収集を行い、水防活動に必要な情報を関係市町や機関に連絡するなどして、水防活動や避難行動を支援します。また、土砂災害に関する防災情報を把握し、効果的に提供するとともに、関係市町や機関と連携して土砂災害による被害軽減に努めます。

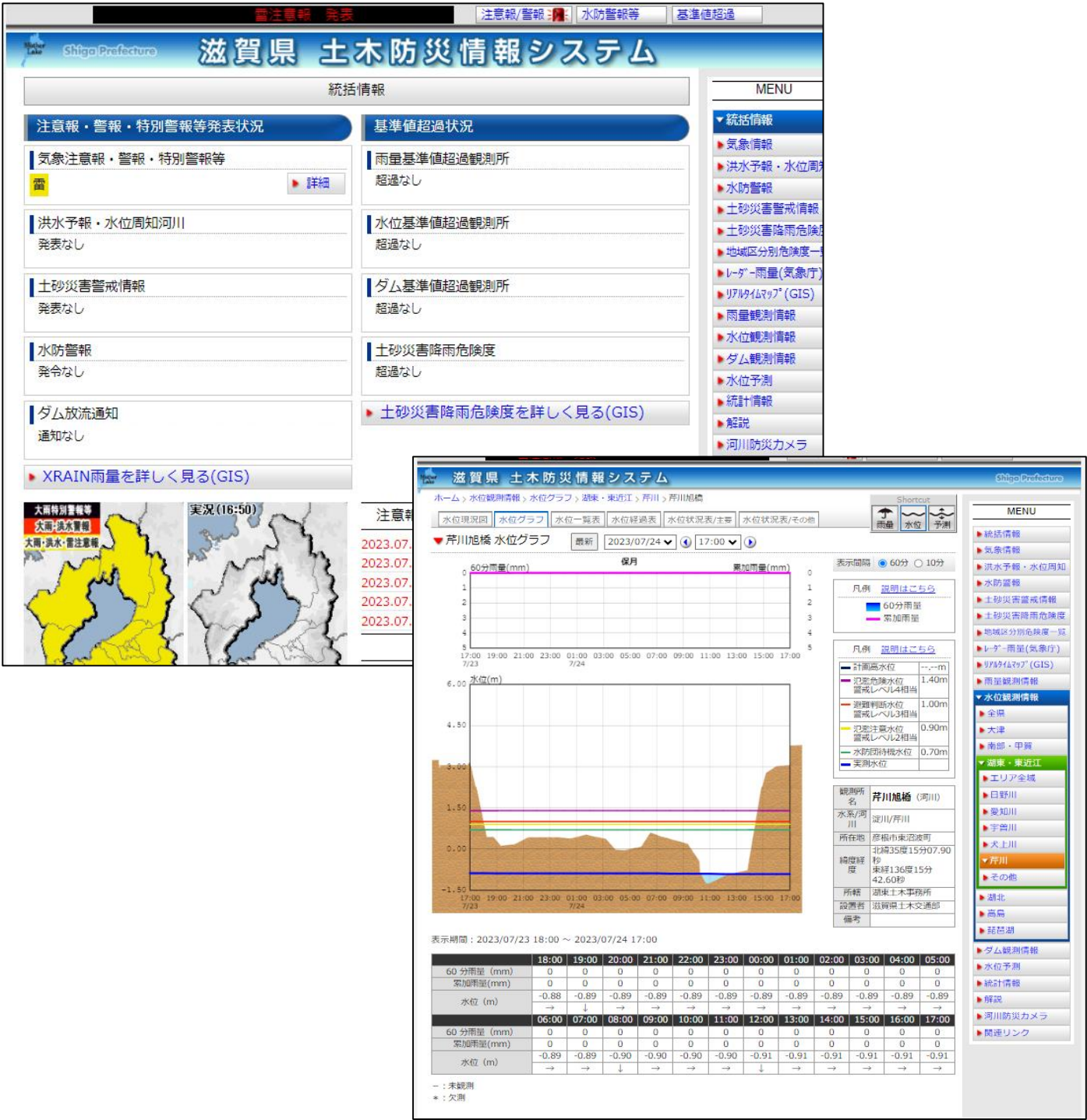


図 水位情報などの提供(滋賀県土木防災情報システム) 出典:滋賀県ホームページ

滋賀県土木防災情報システムはこちらから

スマートフォンサイト: <https://shiga-bousai.jp/sp/>
携帯サイト: <http://shiga-bousai.jp/mobile/>
パソコンサイト: <https://shiga-bousai.jp/index.php>

4.3 水防、避難体制の強化

毎年出水期前には水防活動が的確に行えるよう、重要水防区域などを圏域内の市町と共に見直すとともに、水衝部などはん濫の危険性の高い地点を重点的に、市町と合同によるパトロールを行います。設置している水防倉庫には水防活動に必要な資器材を備蓄し、常に点検確認を行い、必要量を確保します。

水位周知河川である犬上川、芹川、宇曾川では、避難判断水位を公表し、水防活動や地域防災活動を支援します。また、避難場所・危険箇所などを明示したハザードマップ・防災マップの作成・公表、地域住民へのより効果的な周知を積極的に支援します。なお、万一氾濫などが生じた場合でも、被害をできるだけ少なくするため、事前に地域住民の方に対して河川の氾濫などに関する情報を提供するソフト面での対策として、「河川整備の目標とする降雨」と「想定し得る最大規模の降雨」を対象にした犬上川洪水浸水想定区域図（平成 31 年 3 月 19 日）、芹川洪水浸水想定区域図（平成 31 年 3 月 29 日）及び宇曾川洪水浸水想定区域（平成 31 年 3 月 29 日）を公表しました。

また、市町が実施する避難場所・危険箇所等を明示したハザードマップ・防災マップの作成・公表、地域住民へのより効果的な周知を積極的に支援します。合わせて、降雨・水位情報、過去の水害状況などの提供を通じて、避難行動開始の判断などを支援します。

4.4 水害に強いまちづくり

超過洪水が生じた場合に、将来にわたり壊滅的な被害が想定される氾濫域においては、「大規模氾濫減災協議会」における水災被害の軽減に資する取組を踏まえ、土地利用の動向などを勘案して、関係機関との連携・協働により、土地利用の誘導、建築物の工夫、浸水時の交通規制・避難誘導などを検討します。

（1）既に市街化が進行している個所あるいは市街化が確実な箇所

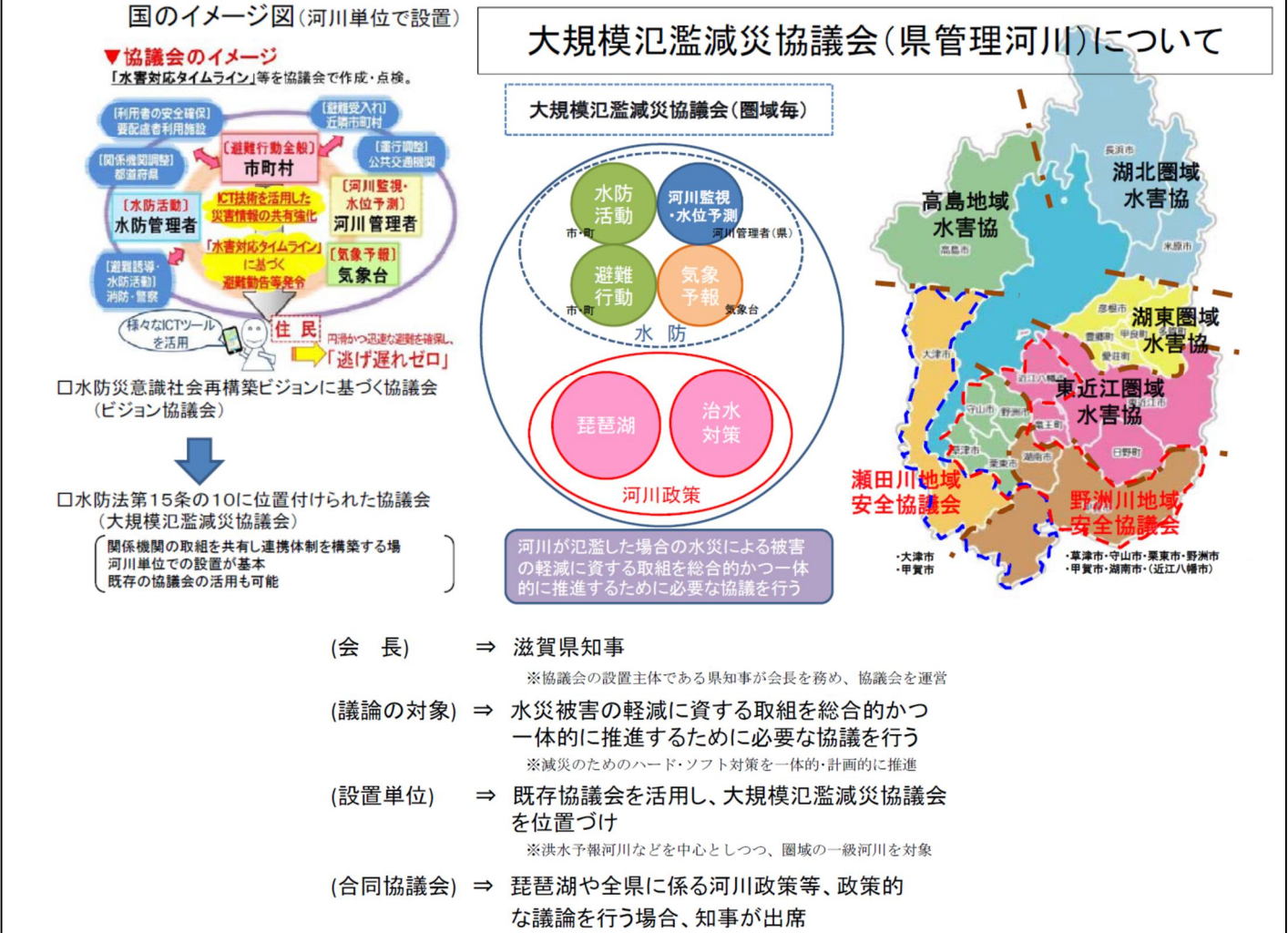
確実な避難行動の確保を重点的に図るとともに、関係住民及び関係市町の合意のもと要請がある場合に、既設道路などを活用した二線堤や輪中堤・宅地嵩上げなどにより浸水を回避するための対策の実施を検討します。

（2）市街化が進行していない箇所

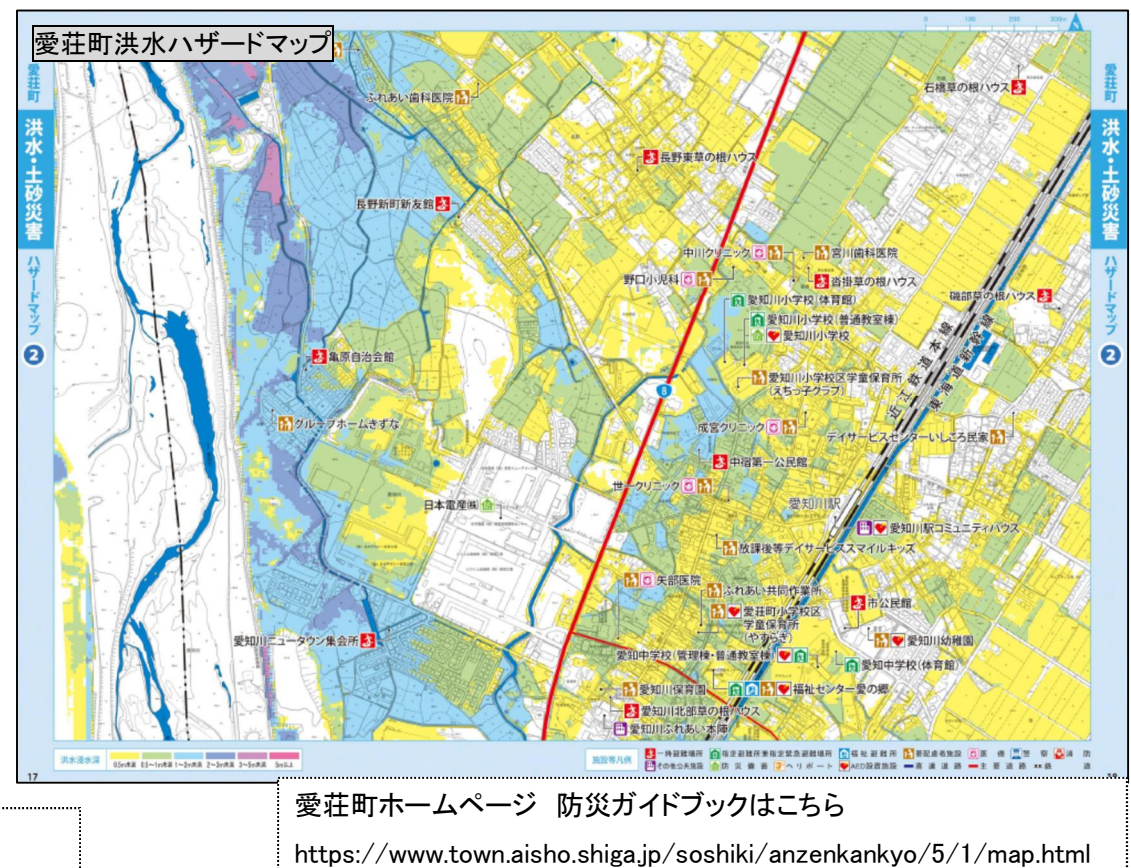
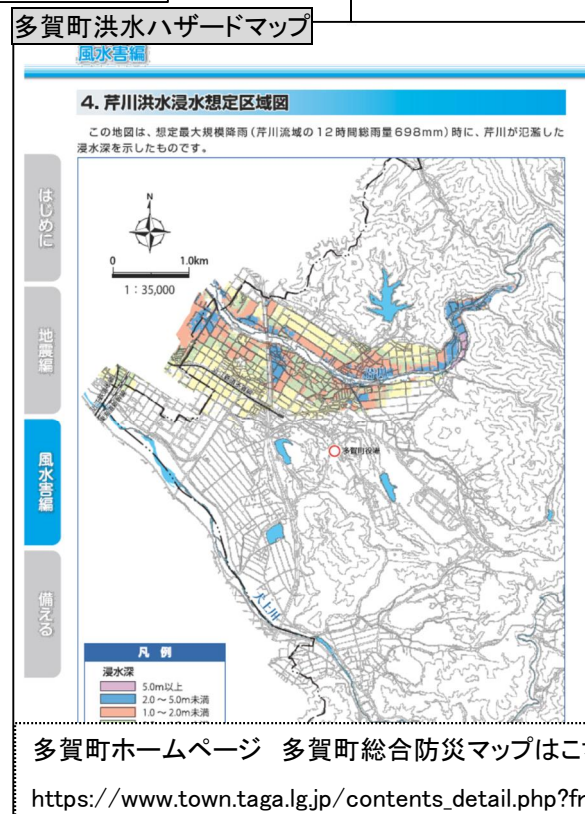
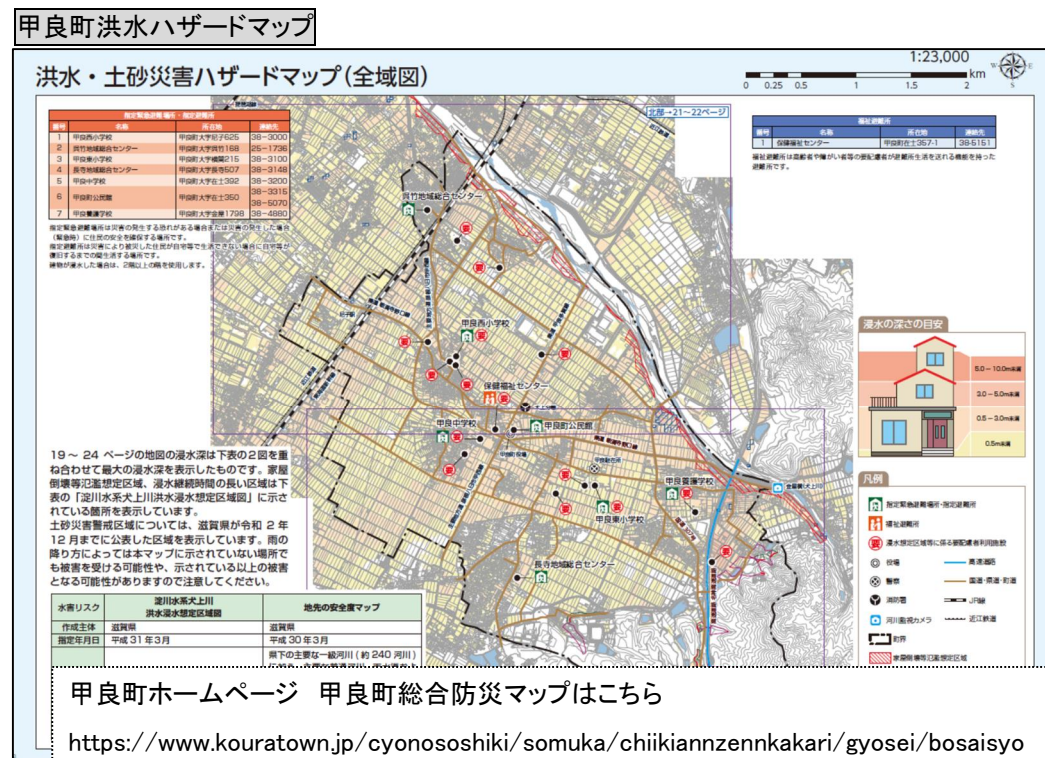
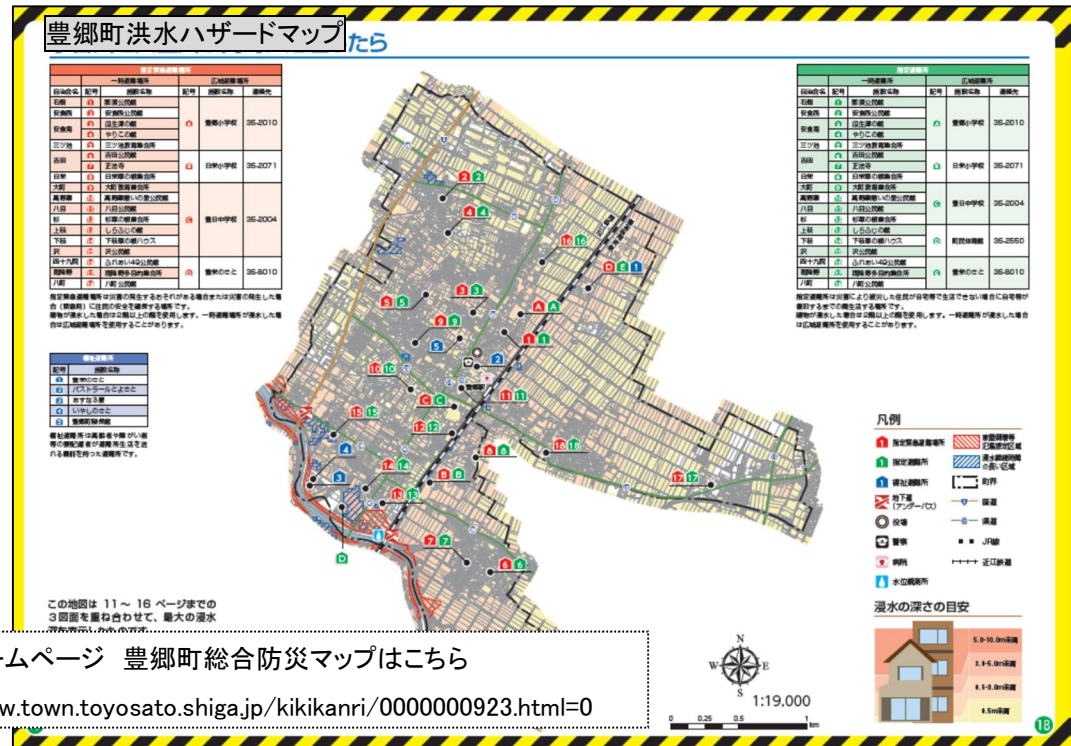
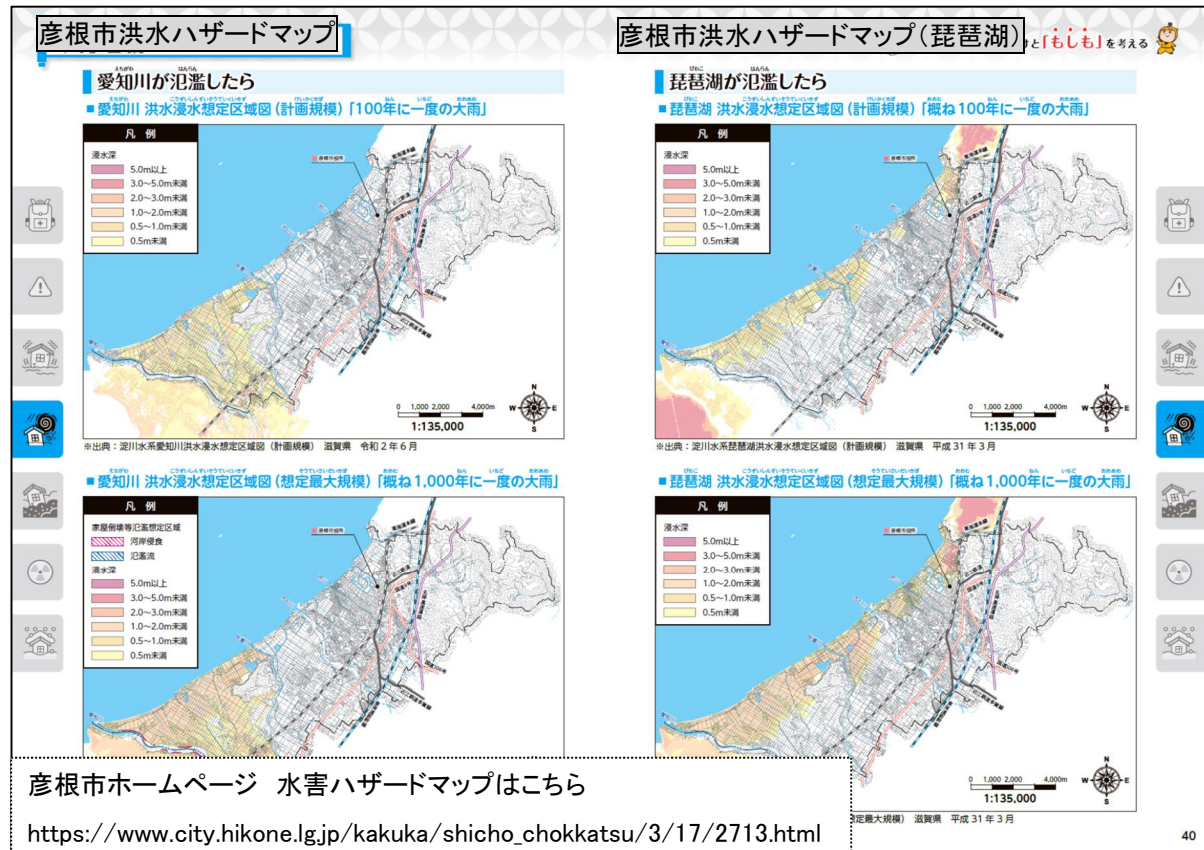
壊滅的な被害が想定される区域の市街化をできるだけ回避するため、関係機関と連携し、土地利用の規制・誘導の検討を促進します。

また、社会経済活動などの諸事情により、市街化の進行が避けられない場合には、はん濫のリスクを周知するとともに、宅地嵩上げや耐水化建築などによる安全な住まい方の誘導に努めていきます。地域住民等とのコミュニケーションの充実を図り、官民一体となった河川管理ができるよう努めます。

大規模氾濫減災協議会について



出典：大規模氾濫減災協議会について（滋賀県土木交通部流域政策局 平成 30 年）



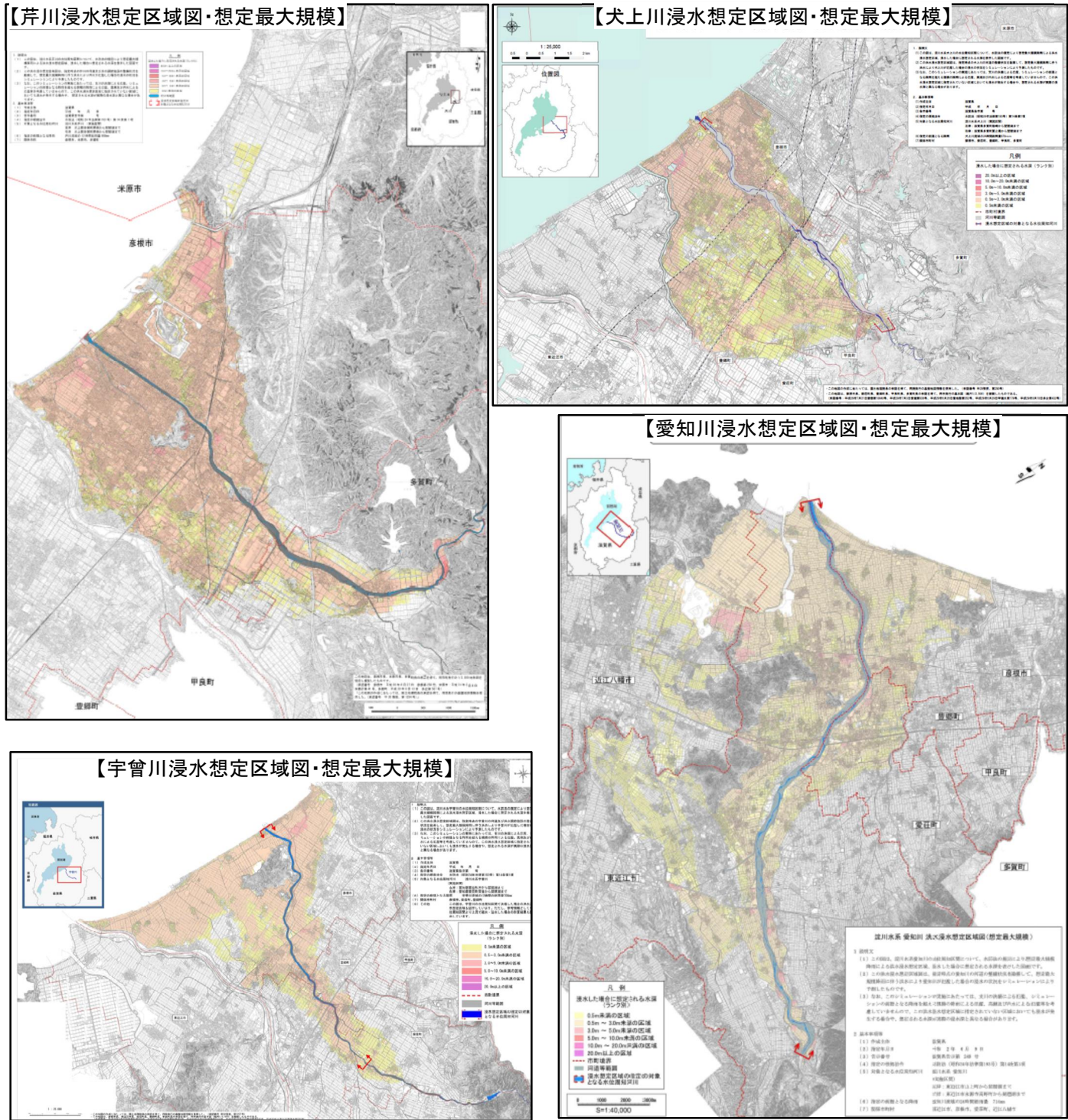
4.5 地域防災力の向上

過去の水害の歴史を記録保存し、次の世代へと継承するよう努めます。また、本整備計画に基づく河川改修計画規模を超える「想定最大規模」の降雨による浸水想定区域を公表することにより「全ての水害がなくなる訳ではない」ということを地域住民、関係機関に広く啓発するよう努めます。さらに、インターネットなどを活用して、圏域内のはん濫特性を示す地先の安全度マップ※5（はん濫頻度、範囲・浸水深、流速など）や河川の流下能力、堤防点検結果を流域住民に提供し、水害に対する意識の高揚を図ります。

また、「滋賀県水防訓練」や県及び市町の水防関係の初任者を対象に水防意識の高揚と水防工法の習得を目指した「水防研修会」を実施します。県と市町の間の情報伝達訓練などを行うことにより、平常時から水防体制の円滑な運営に努めます。

※5 地先の安全度マップ

河川だけでなく身近な水路のはん濫などを想定した、人びとの暮らしの舞台である流域内の各地点の安全度を示す図面のこと



滋賀県ホームページ 浸水想定区域図はこちらから
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/kasenkoan/305721.html>

水防訓練
水防研修会の実施
(令和元年5月26日)



地先の安全度マップ

あなたの水害リスク確認した？

地先の安全度マップ

大雨の時に自宅のまわりでどれだけ浸水する？

▼滋賀県のホームページで確認できます。

<https://shiga-bousai.jp/dmap/>



大雨が降った場合に
想定される浸水深さ



お住まいなどの水害
安全な避難について

二次元バーコードが

滋賀県 土木交通部
TEL 077-528-4291 FAX

おすすめ防災マップから選択



任意のマップを
選んで表示

防災情報マップでは水害、土砂災害、地震など、身の周りにある様々な自然災害のリスクを確認できます。防災情報マップを活用して、いざという時にどのように行動するべきか考え、万が一の災害に備えましょう。60種類以上の防災マップから任意のマップを選んで表示できます。

使い方から選択



滋賀県 地先の安全度マップはこちら(解説)

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/kasenkoan/19581.html>

安全度マップ

<https://shiga-bousai.jp/dmap/top/index>

4.6 超過洪水時に減災に効果のある河川管理施設の整備・保全

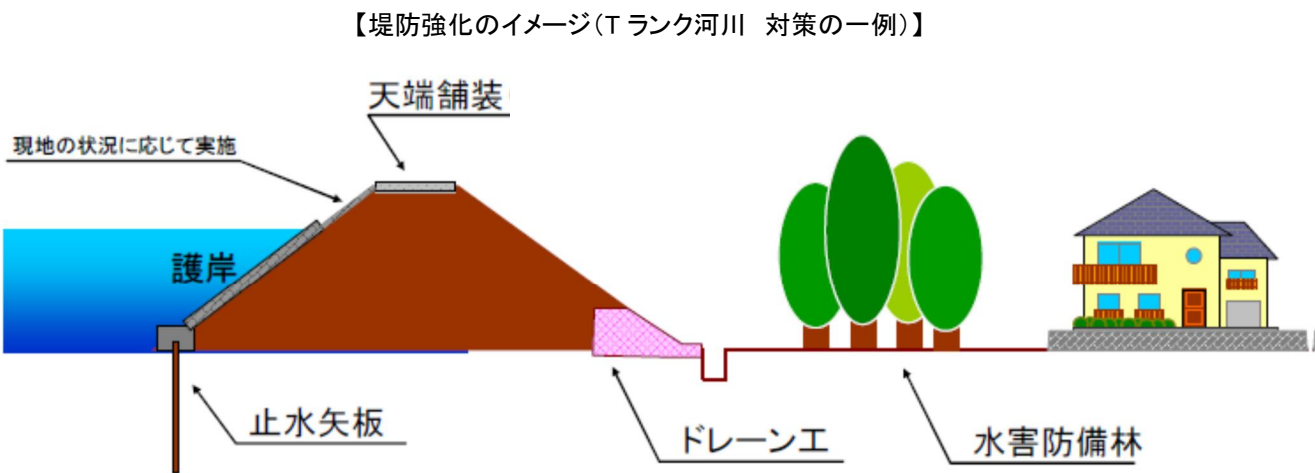
犬上川、芹川、矢倉川などをはじめとする圏域内の築堤河川のうち、破堤が生じた場合に壊滅的な被害が想定され、かつ、当面の間、（下流リスクとの関係から）築堤が制限され平地河川化など抜本的な破堤回避対策の実施が困難な区間については、被害を極力軽減するため、堤防の侵食対策や浸透対策にあわせて堤防天端の舗装など越水にも資する対策や、水害防備林や霞堤などの整備・保全など堤防強化以外の減災対策も必要に応じて検討し実施します。なお、流況や堤防の形状、背後地の利用状況などから、越水が生じる想定頻度や破堤時の被害の大きさを勘案し、差し迫った危険性が予見される箇所から優先的に対策を検討・実施していきます。

「滋賀県中長期整備実施河川の検討」におけるⅠランク河川

河川ランク	河川名
Ⅰランク	芹川・犬上川・矢倉川・ 宇曾川・早川・小野川

Ⅰランク河川：堤防の質的強化やはん濫流制御を図る河川

なお、今後、順次堤防点検を進め、調査・検討を踏まえて優先度を決め、対策を進めるものとします。
また、今後、データの蓄積に伴い、見直すことがあります。



■堤防強化



芹川堤防補強工：法面（芝の下）に遮水シートを設置

湖東圏域位置図（対象河川及び整備区間）



琵琶湖湖面の圏域界は琵琶湖に面する市町行政界とします。